

第6期
厚岸町障がい者基本計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
厚岸町

目次

第1編 総論

第1章 計画策定の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 障害者福祉をめぐる国等の動向	2
3. 計画の性格・位置づけ	5
4. 計画期間	7
5. 計画の対象	8
6. 計画策定のための取り組み	9
第2章 障がい者を取り巻く現状	10
1. 人口の推移	10
2. 障がい者数等の現状	11
3. 第5期障がい者基本計画の検証	17
4. 意識調査結果からみる障がい者を取り巻く課題	23
第3章 障がい福祉施策の考え方	42
1. 障がい者将来ビジョン	42
2. 基本目標	42
3. ビジョン実現に向けた施策体系	44

第2編 各論

第1章 地域生活の支援体制の充実	47
第1節 生活支援サービスの充実	47
1. 総合的な相談支援体制の充実	47
2. 権利擁護の推進	49
3. 在宅生活への支援	50
4. 日中活動への支援	51
5. 居住の場への支援	52
6. 生活安定施策の推進	53
第2節 保健・医療の充実	54
1. 乳幼児期の適切な保健・療育の支援	54
2. 心と体の健康づくりの推進	55
3. 適切な医療・リハビリテーションの充実	57
第2章 自立と社会参加の促進	58
第1節 教育・育成の充実	58
1. 就学前保育・療育・教育の充実	58
2. 就学後の支援体制の充実	59
第2節 雇用・就労支援	61
1. 雇用の促進	61

2. 起業への支援	62
第3節 社会参加の促進	63
1. 社会参加の促進	63
2. 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進	64
3. 生涯学習機会の充実.....	65
第3章 バリアフリー社会の実現	66
第1節 理解を深めるための啓発・広報の推進	66
1. 啓発・広報活動の推進.....	66
2. 心のバリアフリーの促進.....	67
3. ボランティア活動の促進.....	68
4. 交流機会の拡大	69
5. 障害者自立支援協議会による啓発活動の促進.....	69
第2節 生活環境の整備充実	70
1. 住まい・まちづくりの推進.....	70
2. 外出手段の確保	71
3. 防災・防犯対策の推進.....	72
第3節 情報・コミュニケーションの支援	74
1. 情報バリアフリーの推進.....	74
2. 円滑なコミュニケーションの支援	76
第4章 推進体制・連携の強化.....	77
1. 協働による計画推進.....	77
2. P D C Aサイクルによる計画の推進	77
資料編	79
資料1. 「厚岸町障がい者基本計画」策定経過	81
資料2. 計画策定関係協議会・委員会関係資料（要綱・名簿）	82
資料3. 障がい者関連団体・施設等の現状.....	90
資料4. 用語解説	91
資料5. 障がい福祉施策のあゆみ	99

■「障がい者」・「障がい児」の定義及び「障がい」の表記について

この計画における「障がい者」及び「障がい児」とは、「障害者総合支援法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「発達障害者支援法」及び「児童福祉法」によるものとします。

なお、「障がい」の表記について、法律名や団体名等の固有名詞については「障害」とし、それ以外については「障がい」と表記します。

■用語について

本文を読み進めるうえで重要な専門用語については、初めて登場した際に解説を加えます。また、資料4.用語の解説を参考にしてください。

第1編 総論

第1章 計画策定の概要

1. 策定の趣旨

厚岸町では、総合的かつ長期的な障がい福祉施策の基本的方向と主要施策を示す「第5期厚岸町障がい者基本計画」を策定し、障がいのある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会の実現」に向けたまちづくりを推進してきました。

国が示す第5次障害者基本計画の基本理念は、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策と基本的な方向性を定めています。

また、共生社会の実現に寄与することを期待して、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念のもと、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会、さらにデジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会が掲げられています。

近年の障がいのある人を取り巻く法制度について、令和3年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、令和4年には障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、令和6年には障がいのある人に対する合理的配慮の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務を課した「改正障害者差別解消法」が施行されました。

今後も、国の動きや法制度の変化、社会情勢に対応しながら、障がい福祉施策を総合的及び計画的に推進するため、現行の計画を改定し、「第6期厚岸町障がい者基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

参考文献：国 障害者基本計画（第5次）

2. 障害者福祉をめぐる国等の動向

障がいのある人に関する法律や制度は、その充実とともに、大きく変化しています。障がいのある人だけでなく、健常者にとっても誰にとっても暮らしやすい、地域共生社会の実現へ向けた動きも進んでいます。

■障がい者福祉に関する国、厚岸町の動向■

年	国			厚岸町
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	第2次 障害者基本計画	重点施策実施 5か年計画	障がい者基本計画 第2期厚岸町
H19	◇障害者権利条約署名			
H20	◇児童福祉法の改正			
H21				
H22				
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行	第3次 障害者基本計画		障がい者基本計画 第3期厚岸町
H24	◇障害者虐待防止法の施行			
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行			
H26	◇障害者権利条約の批准			
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行			
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇発達障害者支援法の改正			
H29				
H30	◇障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行			
R1	◇読書バリアフリー法の施行			
R2	◇障害者雇用促進法の改正			
R3	◇障害者差別解消法の改正 ◇医療的ケア児支援法の施行	第4次 障害者基本計画		障がい者基本計画 第4期厚岸町
R4	◇障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行 ◇障害者総合支援法及び関連法の改正 ◇障害者基本計画（第5次）の策定			
R5	◇障害者総合支援法及び関連法の施行 ◇障害者雇用促進法の改正			
R6	◇障害者差別解消法の施行			
			第5次障 害者基本 計画	障がい者基本計画 第5期厚岸町

(1) 国における第5次障害者基本計画の概要

1. 障害者基本計画(第5次)の位置づけ

位置づけ:障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間:令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

2. 障害者基本計画(第5次)の背景

背景①:2020 東京パラリンピックのレガシー継承

→東京大会を一過性に終わらせることなく先進的な取組「心のバリアフリー*¹」と「ユニバーサルデザイン*²の街づくり」を引き続き掲げ、特に「心のバリアフリー」は重点的に理解促進を図る項目として掲げる

背景②:新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

→感染症拡大に伴った「新しい生活様式」が求められる中、オンライン等のアクセシビリティ*³向上の一方で、情報取得が困難な障害者もいる。災害時などの非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いを留意しながら取り組む必要性

背景③:持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現 (SDGs の視点)

→「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向けた障害者施策の基本的な方向を定める旨とその重要性が変わるところはない。

3. 施策分野に共通する横断的視点

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
 - ①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用
 - ②アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子ども*⁴及び高齢者に配慮した取組の推進
 - ①障害のある女性、②障害のある子ども、③障害のある高齢者
- (6) P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

4. 基本計画を通じて実現を目指すべき社会

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- 障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

*1 心のバリアフリー:様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを指しています。バリア(社会的な障がい)を感じている人の身になって考え、行動を起こすことも指します。

*2 ユニバーサルデザイン:年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが使いやすいようにデザインされたものや環境のこと。

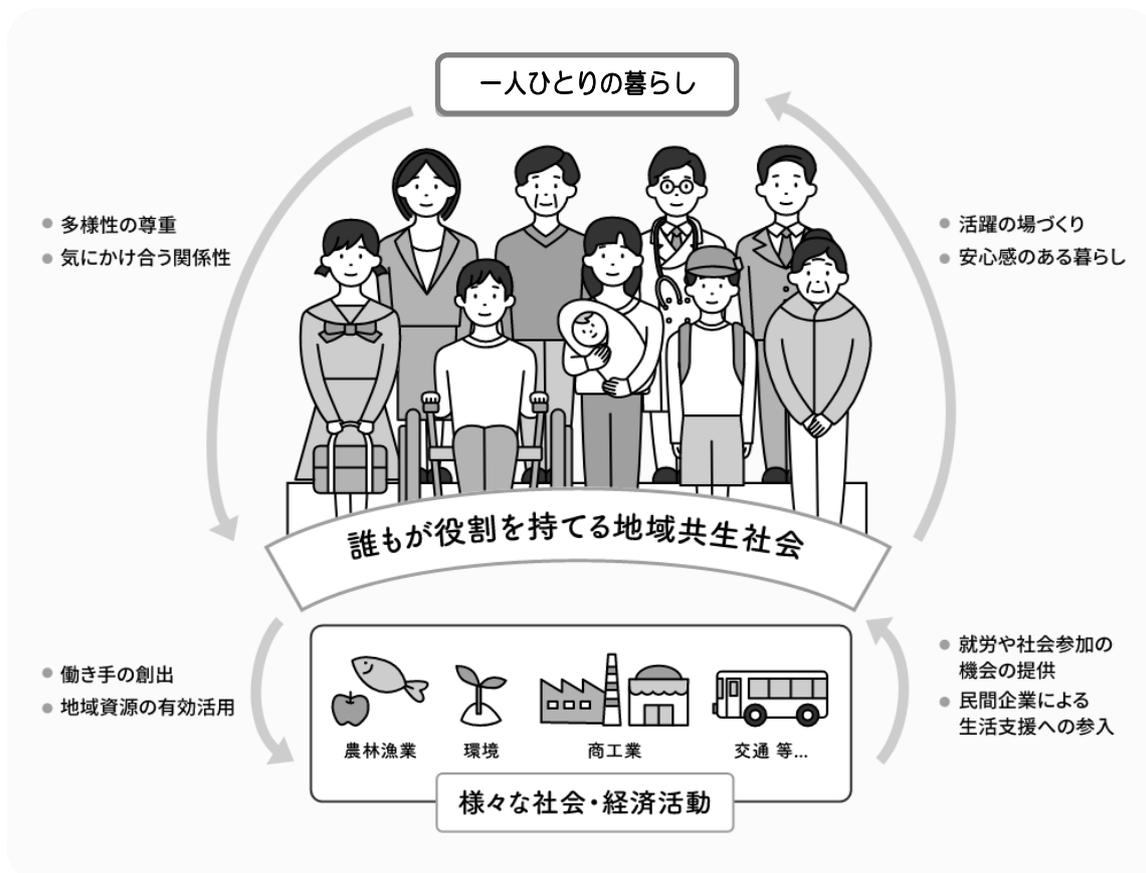
*3 アクセシビリティ:高齢者・障がい者を含む誰もが、様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいいます。

*4 国の計画では「子供」と表記していますが、本計画では「子ども」に統一しています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

▼「地域共生社会」の全体像イメージ



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

●地域共生社会の実現に向けた取組の経緯

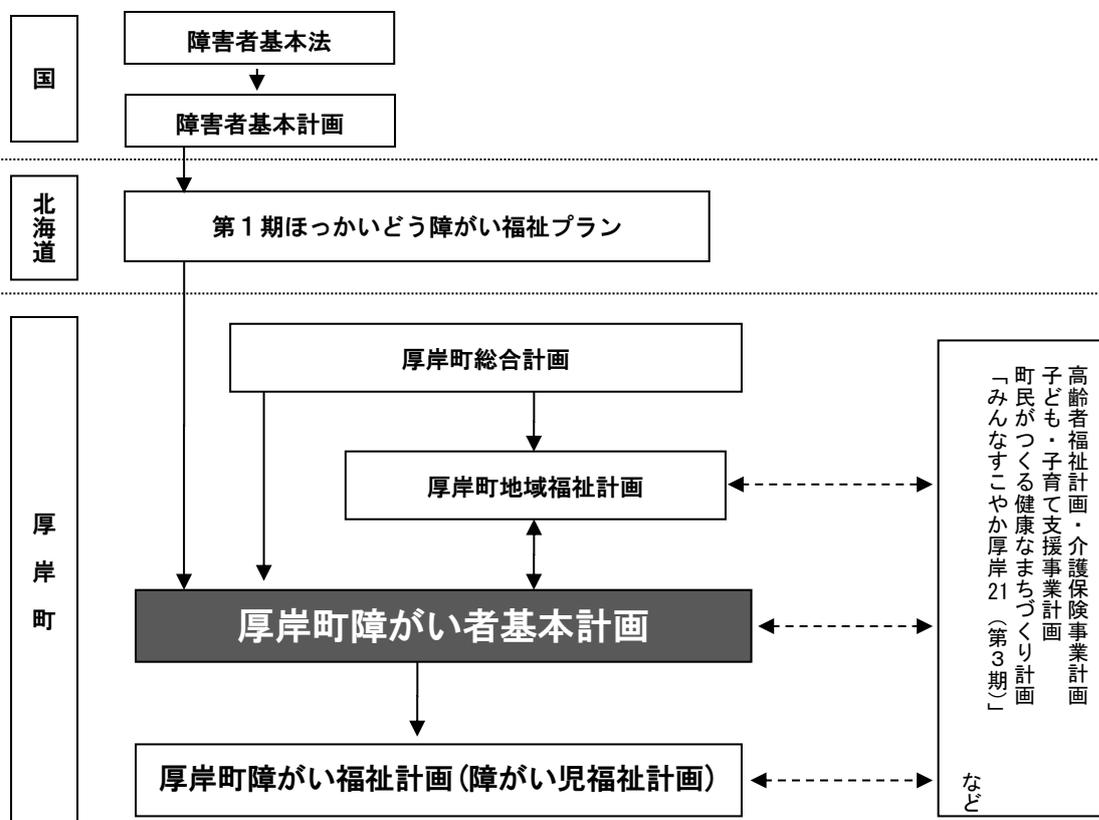
高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減少による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

3. 計画の性格・位置づけ

(1) 「厚岸町障がい者基本計画」と「厚岸町障がい福祉計画(障がい児福祉計画)」

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障害者のための施策に関する基本的な市町村障害者計画」として策定するものであり、本町における障がい福祉施策の目標と具体的な方策を定め、障がい福祉施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

また、本計画は国の「障害者基本計画」や「ほっかいどう障がい福祉プラン」等の内容を十分に踏まえながら、本町の上位計画である「厚岸町総合計画」や地域福祉の基本的な方向性を示す「厚岸町地域福祉計画」をはじめ、各分野の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

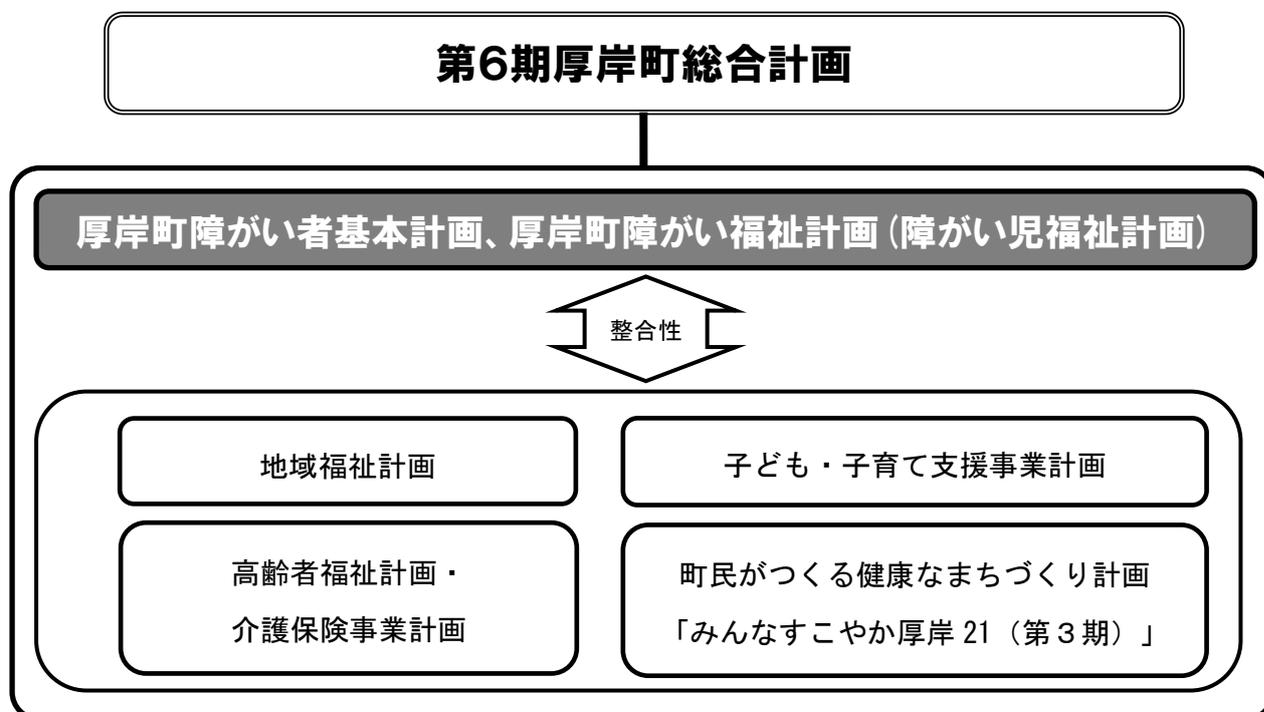


▼各計画の性格について

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障がい福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障がい児福祉サービス等の必要量や確保に関して定める

(2) 他の計画との関係

国の「障害者基本計画」及び北海道の「ほっかいどう障がい福祉プラン」を参酌するとともに、第6期厚岸町総合計画（令和2年度～11年度）及び他の福祉計画との調和を図り、一体的かつ効果的に推進します。



(3) 本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町としても、「誰一人取り残さない」というSDGs (持続可能な開発目標) の理念に沿って、より良い障がい者支援の実現につながることを意識し、本町の障がい福祉施策を進めます。

この計画において関連する目標は次のとおりです。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7～11年度の5年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や施策の進捗状況などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第5期障がい者基本計画					第6期障がい者基本計画					次期
				見直し 年度					見直し 年度	
第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画)			第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)		第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画)			次期		
		改訂 年度			改訂 年度			改訂 年度		

5. 計画の対象

障害者基本法第2条第1号において、障がいのある人を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者は障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、厚岸町内の障がいのある人すべてとします。

【対象となる人の例】	【関連法】	【内容】
身体障害者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障害者	知的障害者福祉法	知的障害者の定義は明確に条文化はされていません。ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
障害児	児童福祉法	この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
発達障害者	発達障害者支援法	この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	平成25年4月より難病等が障害者総合支援法の対象となり「難病患者等居宅生活支援事業」と同じ130疾病が対象となりました。それに加えて「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成27年1月1日に施行され、対象となる難病等の範囲を「障害者総合支援法対象疾病検討会」で検討し、令和6年4月1日現在369疾病が対象となっています。

*社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

6. 計画策定のための取り組み

(1) 厚岸町障がい者基本計画策定のための意識調査の実施

本計画の策定にあたっては、障がい者の指定を受けている方などを対象とした「厚岸町障がい者基本計画策定のための意識調査」を実施しました。

【実施概要】

- (1) 調査地域 : 厚岸町全域
- (2) 調査基準日 : 令和5年12月15日
- (3) 調査対象 : 障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者等
- (4) 調査実施時期 : 令和6年1月～2月
- (5) 配布・回収方式 : 郵送配布・回収（一部聞き取り調査・回収）

【回収状況】

配布数	631票
回収票	245票
回収率	38.8%
内有効回答票	245票
身体障がい者	172票
知的障がい者	29票
精神障がい者	26票

*有効回答数の内訳には重複障がいが含まれる。

(2) 厚岸町障害者自立支援協議会、厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会の開催

計画の策定にあたっては、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療関係機関、教育関係機関、商工業・産業関係機関の代表者を中心とする「厚岸町障害者自立支援協議会」及び行政・保健医療・福祉団体等の関係者で構成された「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」を開催し、協議を重ねました。

(3) 庁内会議の開催

障がい福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課に進捗状況及び評価・検討を依頼し、計画案策定後の令和7年3月27日に政策会議に諮り、組織内審議及び決定を行いました。

第2章 障がい者を取り巻く現状

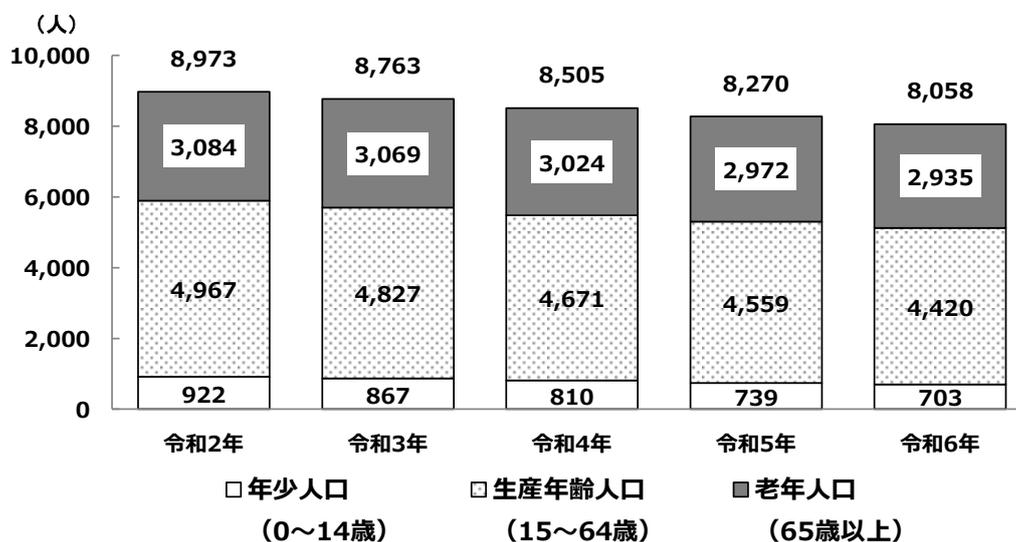
1. 人口の推移

○人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）

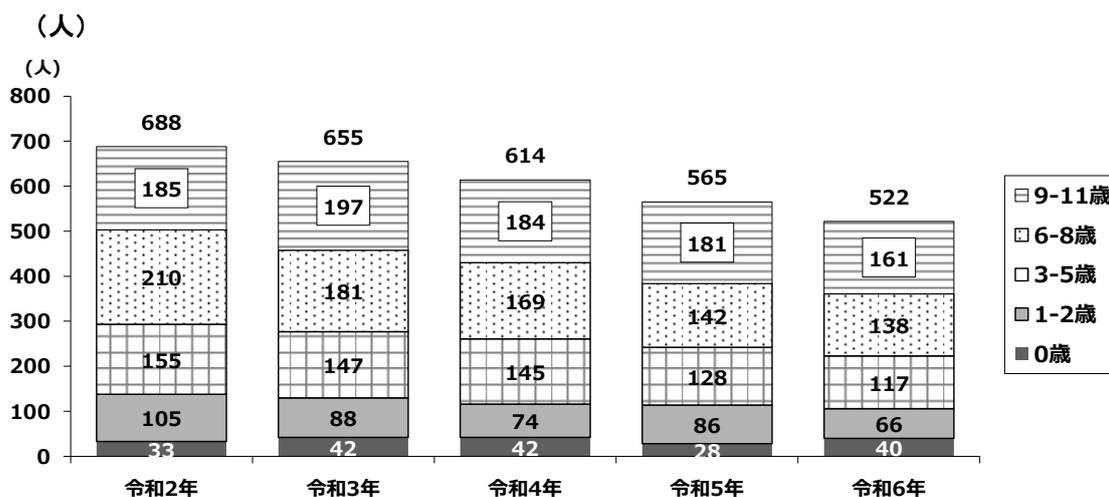
年少人口が令和2年から令和6年までで219人減少し、全体に占める割合は約1.6%減少しています。0歳児は令和2年から令和6年までで7人増加しており、令和6年には40人となっています。

生産年齢人口が令和2年から令和6年までで547人減少し、全体に占める割合は0.5%減少しています。

老年人口は令和2年から令和6年までで149人減少しました。しかし、全体に占める割合は2.0%増加して、少子高齢化は進行しています。



■児童人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）



2. 障がい者数等の現状

(1) 障がい者数の推移

厚岸町における障がい者の人数は、令和6年度でみると身体障がい者360人、知的障がい者102人、精神障がい者148人、指定難病患者97人となっております。令和元年からの障がい者数の推移をみると、身体障がい者は、減少傾向です。知的障がい者は増加傾向で推移し、精神障がい者は増加傾向です。指定難病者は、増加と減少を繰り返しています。

各年度3月末令和6年度については令和6年9月末（単位：人）

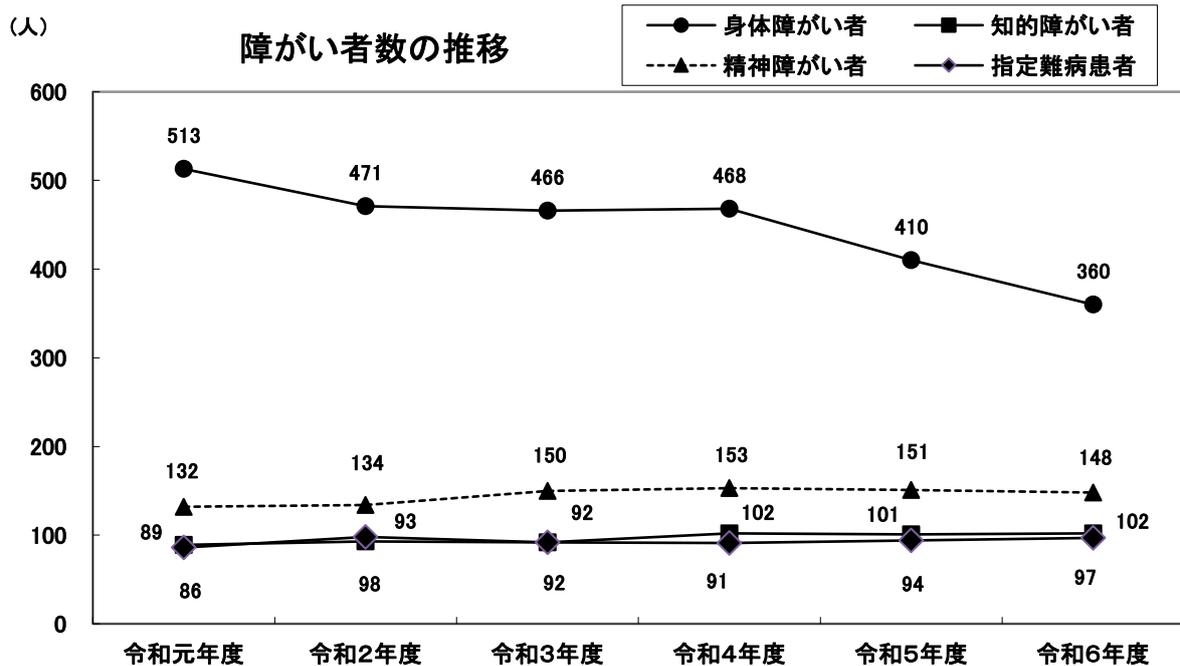
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	指定難病患者
令和元年度	513	89	132	86
令和2年度	471	93	134	98
令和3年度	466	92	150	92
令和4年度	468	102	153	91
令和5年度	410	101	151	94
令和6年度	360	102	148	97

* 身体障がい者は身体障害者手帳の所持者（主障害のみ）

* 知的障がい者は療育手帳所持者

* 精神障がい者数とは、精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の合計

* 指定難病患者数は、特定医療費（指定難病）受給者証の所持者（肝炎を除く）



(2) 年齢別障がい者数の現状

令和6年度の年齢別にみると、身体障がい者については65歳以上の高齢者の方が8割を超える年齢構造となっています。

知的障がい者については、身体障がい者ほどの年齢構造上の特性は見られません。

精神障がい者は、18歳～64歳の方が7割を超える年齢構造となっています。

① 身体障がい者

各年度3月末令和6年度については令和6年9月末（単位：人）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満	6	4	4	6	6	5
18歳～64歳	93	82	79	75	70	62
65歳以上	414	385	383	387	334	293
合計	513	471	466	468	410	360
うち新規交付	20	21	22	34	15	10

② 知的障がい者

各年度3月末令和6年度については令和6年9月末（単位：人）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満	26	27	24	31	30	31
18歳～64歳	55	58	61	63	60	60
65歳以上	8	8	7	8	11	11
合計	89	93	92	102	101	102
うち新規交付	5	5	5	9	3	4

③ 精神障がい者（手帳所持者）

各年度3月末令和6年度については令和6年9月末（単位：人）

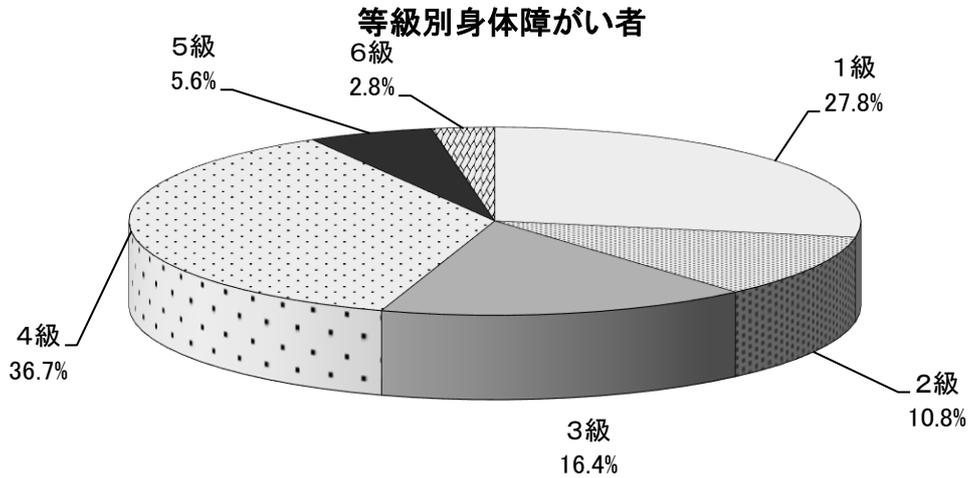
年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満	2	0	0	0	0	0
18歳～64歳	38	43	47	45	42	42
65歳以上	12	16	16	15	15	14
合計	52	59	63	60	57	56
うち新規交付	4	5	3	2	1	1

(3) 障がいの程度別障がい者数

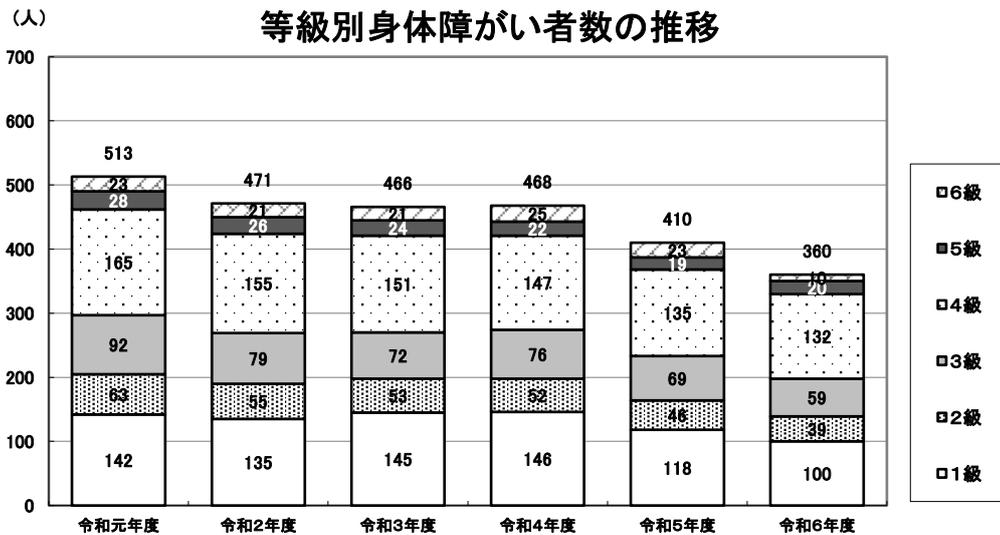
① 身体障がい者

等級別身体障がい者数は、重度である1級が27.8%、2級が10.8%で、これらを合わせると重度者が全体の約4割を占めています。

障がい区分別では、令和6年度肢体不自由が57.5%を占めています。



令和6年9月末現在

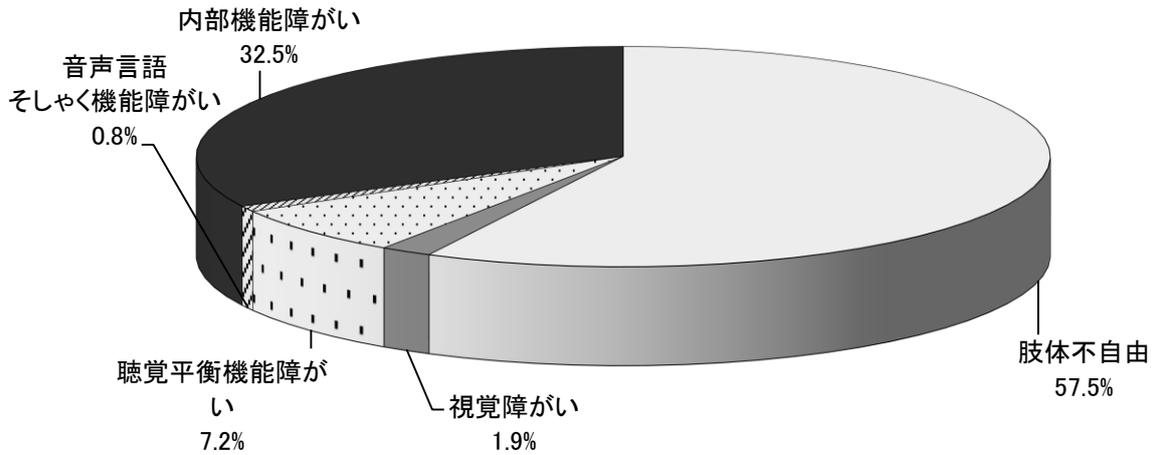


■ 等級別身体障がい者（手帳所持者）数の推移

各年度3月末令和6年度については令和6年9月末（単位：人）

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	142	135	145	146	118	100
2級	63	55	53	52	46	39
3級	92	79	72	76	69	59
4級	165	155	151	147	135	132
5級	28	26	24	22	19	20
6級	23	21	21	25	23	10
合計	513	471	466	468	410	360

障がい区分別身体障がい者



令和6年9月末現在

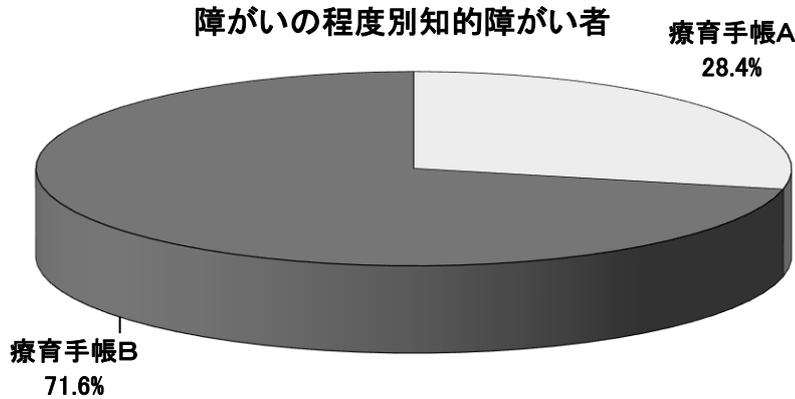
障がい区分別手帳所持者数

各年度3月末令和6年度については令和6年9月末（単位：人）

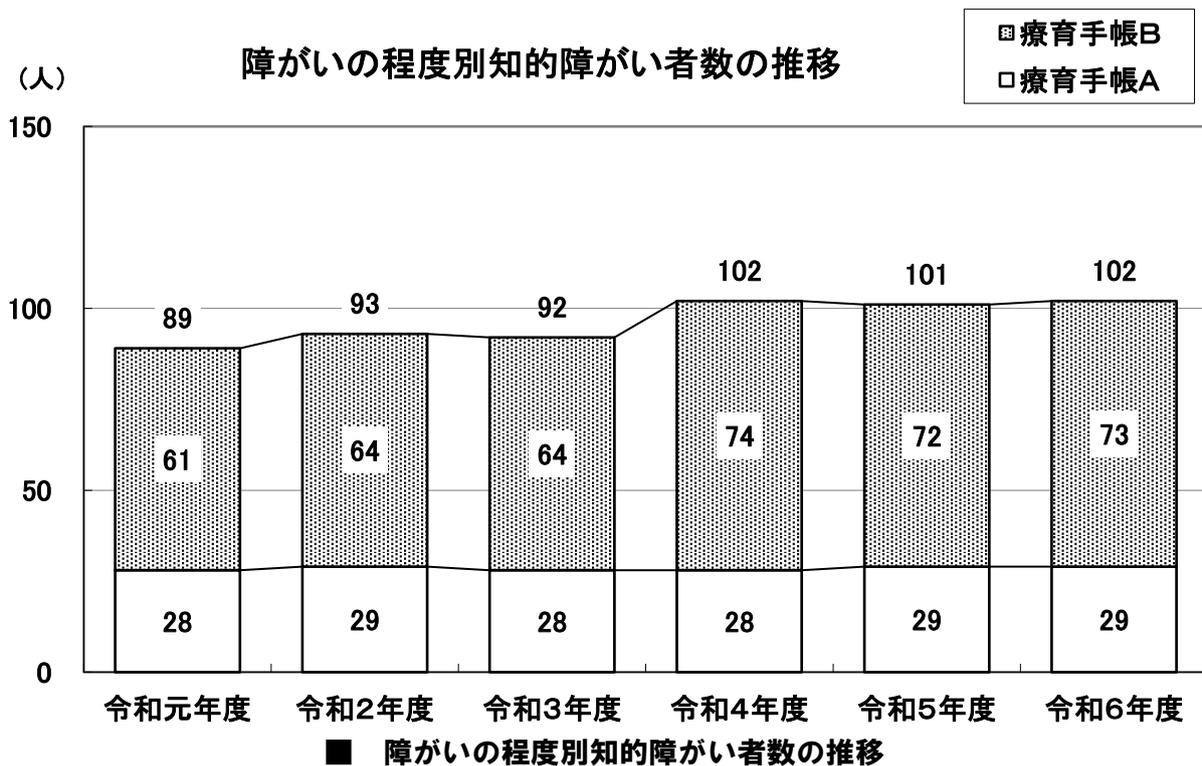
障がい区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
肢体不自由	307	290	279	273	217	207
視覚障がい	15	14	14	11	8	7
聴覚平衡機能障がい	37	34	32	35	28	26
音声言語そしゃく機能障がい	2	2	2	3	4	3
内部機能障がい	152	131	139	146	153	117
合計	513	471	466	468	410	360

② 知的障がい者

令和6年度の障がいの程度別知的障がい者の状況は、102人中療育手帳Aが28.4%の29人、療育手帳Bは71.6%の73人となっています。



令和6年9月末現在



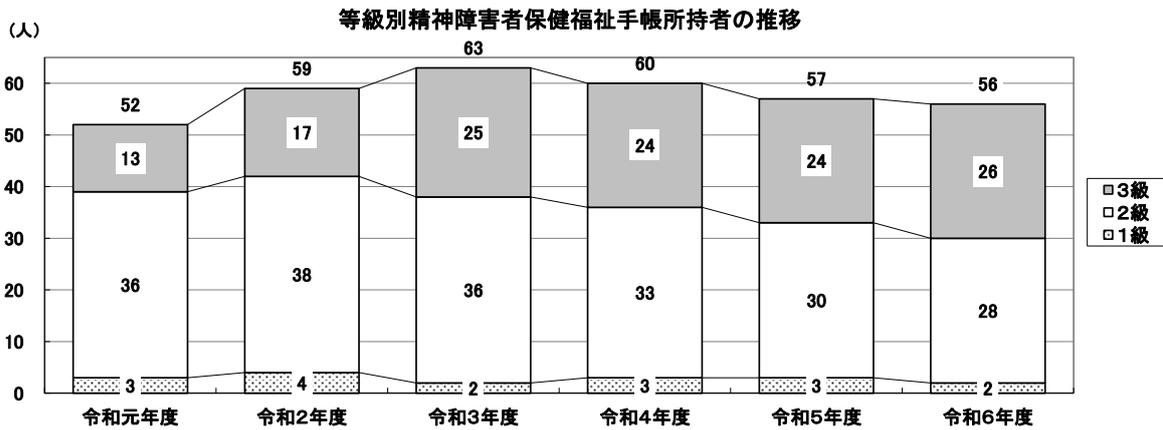
各年度3月末令和6年度については令和6年9月末 (単位：人)

障がい程度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療育手帳A	28	29	28	28	29	29
療育手帳B	61	64	64	74	72	73
合計	89	93	92	102	101	102

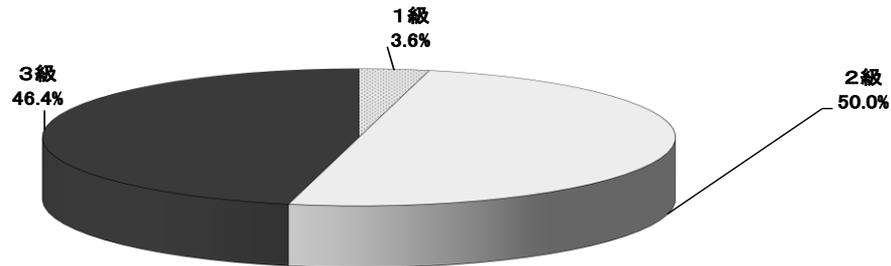
③ 精神障がい者（手帳所持者）

障がいの等級別精神障がい者数は、1級については減少し、2級については令和2年度に一時的に増加したもののその後、減少傾向、3級については、令和3年度まで増加し、その後ほぼ横ばいの傾向となっています。

令和6年度の等級別精神障がい者の状況は、1級が3.6%、2級が50.0%、3級が46.4%となっています。



障がいの等級別精神障がい者の割合（手帳所持者）



令和6年9月末現在

■ 等級別精神障がい者（手帳所持者）数の推移

各年度3月末令和6年度については令和6年9月末（単位：人）

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	3	4	2	3	3	2
2級	36	38	36	33	30	28
3級	13	17	25	24	24	26
合計	52	59	63	60	57	56

* 自立支援医療（精神）受給者証所持者は含まない。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

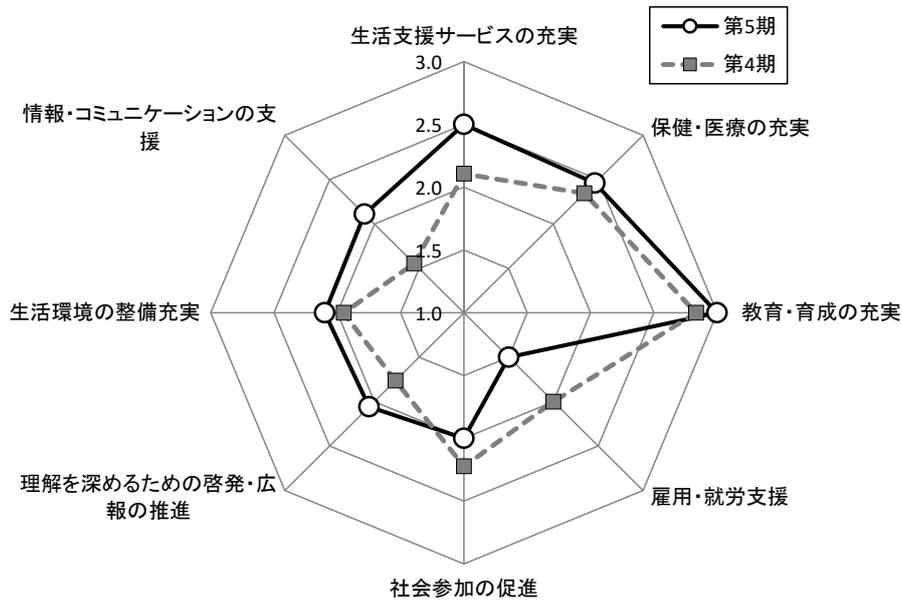
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者証所持者	80	75	87	93	94	92
うち新規交付	10	10	11	8	3	3

3. 第5期障がい者基本計画の検証

【各施策の達成度評価】

「第5期厚岸町障がい者基本計画」における、施策ごとの各担当課の自己評価による達成度評価を行った結果は、次のとおりです。

全体の平均値以上となったのは「生活支援サービスの充実」、「保健・医療の充実」、「教育・育成の充実」です。これら以外の施策については、平均を下回っている状況です。その他、前期第5期計画よりも改善している施策分野も多数、増えている状況があります。



	A (十分達成 できた)	B (概ね達成 できた)	C (やや不十分 だった)	平均値
生活支援サービスの充実	45	24	1	2.5
保健・医療の充実	39	24	1	2.5
教育・育成の充実	36	0	0	3.0
雇用・就労支援	0	6	3	1.5
社会参加の促進	3	14	1	2.0
理解を深めるための啓発・広報の推進	9	24	2	2.1
生活環境の整備充実	24	12	6	2.1
情報・コミュニケーションの支援	3	16	0	2.1
合計	159	120	14	2.3

【評価方法】

・各施策について得点化

3点:十分達成できた ◎ 2点:概ね達成できた ○

1点:やや不十分だった △

・各施策を節単位で集計し、節全体の平均値を算出。

各施策の事業の実施進捗状況は、下記のとおりです。

章 節	事業名	進捗状況
第1章	地域生活の支援体制の充実	
第1節	生活支援サービスの充実	
	1. 総合的な相談支援体制の充実	
	障がい者専門相談窓口のPR	◎
	相談窓口及び各種相談員の資質向上	○
	広域的な電話相談の利用周知	○
	適切な情報の提供と利用者ニーズの収集	◎
	障がい者福祉関係者研修	○
	障がい者や家族が気軽に相談できる環境整備	○
	難病患者に対する相談体制	○
	障害者総合支援法に基づく相談支援事業	◎
	総合的なマネジメント機能の確立	○
	障害者虐待防止センターの推進	◎
	2. 権利擁護の推進	
	地域福祉権利擁護事業の利用の促進	○
	成年後見制度の周知	◎
	法テラスの利用の周知	○
	障害者虐待防止センターの推進（再掲）	◎
	3. 在宅生活への支援	
	障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	◎
	障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	◎
	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	◎
	家族に対する支援の充実	○
	在宅の難病患者等に対する支援	○
	4. 日中活動への支援	
	障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	◎
	新たな日中活動の場づくりの検討	◎
	障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業	◎
	5. 居住の場への支援	
	障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	○
	一般住宅の確保の支援	△
	障害者総合支援法に基づく住宅改修の支援	◎
	入居受け入れやバリアフリー化の普及促進	○
	6. 生活安定施策の推進	
	各種手当、助成制度の周知と各種手帳交付申請の促進	◎
	障害年金制度の周知	◎

章 節	事業名	進捗状況
	第2節 保健・医療の充実	
	1. 乳幼児期の適切な保健・療育の支援	
	乳幼児健康診査の充実	◎
	障がい児の発達を促す療育の確保と推進体制の整備	◎
	乳幼児期から学齢期への円滑な移行	◎
	ハイリスクの妊産婦の早期支援	◎
	医療機関、保健所と連携した子育て支援	◎
	母と子の食習慣・栄養指導の充実	◎
	育児に関する個別指導の充実	◎
	障がい児と保護者に対する歯の健康づくり	○
	子ども発達支援センターの充実	○
	2. 心と体の健康づくりの推進	
	「こころの健康相談会」の実施	◎
	こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発	○
	健康教育の推進	○
	障がいの予防	○
	生活習慣病の予防や健康づくりの推進	○
	健康診査結果に応じた支援体制の強化	○
	職員の資質の向上	◎
	乳幼児期から高齢期までの一貫した歯科保健対策	○
	保健・医療関係職種の確保	△
	思春期事業の充実	◎
	3. 適切な医療・リハビリテーションの充実	
	厚岸町保健福祉総合センターの機能充実	◎
	機能回復活動への支援	○
	医療機関などとの連携体制の充実	○
	地域ケア体制の整備推進	○
	障がい者（児）に対する診療施設の情報提供	○
	各種医療費助成事業についての周知	◎
	医療給付制度の周知、利用の促進	◎
	第2章 自立と社会参加の促進	
	第1節 教育・育成の充実	
	1. 就学前保育・療育・教育の充実	
	保育所での障がい児の受け入れ促進	◎
	保育環境の整備	◎
	療育に関する相談や指導の充実	◎
	障がい児の療育や相談・指導などの支援	◎
	2. 特別支援教育の充実	
	適正な就学指導の充実	◎
	教職員の指導力の向上	◎

章	節	事業名	進捗状況
		教育相談の推進、教育環境の整備	◎
		交流などの教育活動の充実	◎
		特別支援教育に対する理解の促進	◎
		学校施設でのバリアフリー化	◎
		医療機関などとの密接な機能連携	◎
		特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への適切な支援	◎
	第2節 雇用・就労支援		
	1. 雇用の促進		
		障がい者の雇用に関する広報啓発活動の促進	○
		障がい者の雇用の働きかけ	△
		町職員の障がい者の雇用促進	△
		再就職の支援	○
		地域活動支援センター等の利用の拡大	△
	2. 起業への支援		
		起業への支援	○
	第3節 社会参加の促進		
	1. 社会参加の促進		
		障がい者の社会参加促進のための各種事業の実施	○
		障がい者が参加しやすい情報の周知	○
		障がい者に配慮した情報提供体制の充実	○
	2. 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進		
		障がい者スポーツの普及と参加機会の拡充	△
		レクリエーション活動の支援	○
		芸術・文化活動への支援、協力	○
	3. 生涯学習機会の充実		
		学習機会の充実	◎
		障がいの状態に合わせた学習情報の提供と相談体制の充実	○
		録音図書などの充実の推進	○
第3章 バリアフリー社会の実現			
	第1節 理解を深めるための啓発・広報の推進		
	1. 啓発・広報活動の推進		
		障がい者福祉への理解と啓発	◎
		障害者週間事業を中心とした啓発事業の展開	○
		障がいに対する偏見を取り除き、共に生活できる環境づくり	○
		交流行事や啓発関係行事への情報提供や支援	○
	2. 心のバリアフリーの促進		
		心のバリアフリーの推進	◎
		交流体験を通じた福祉教育の充実	○
		学校教育における人権（福祉）教育の推進	◎
		障がい者の人権尊重の立場に立った町民意識の向上	○

章 節	事業名	進捗状況
	3. ボランティア活動の促進	
	ピアカウンセラーの育成	△
	関係団体や各種関係機関などとの円滑な連携体制の構築	○
	地域で生活を支えるボランティア活動の促進	○
	ボランティアコーディネイトの促進	○
	ボランティアの発掘、育成や地域リーダーの養成	△
	4. 交流機会の拡大	
	障がい者に対する町民の理解促進	○
	地域と利用者、地域と施設との交流の促進	○
	厚岸町多機能共生型地域交流センターの機能充実	○
	5. 自立支援協議会による啓発活動の促進	
	自立支援協議会による啓発活動の促進	○
	第2節 生活環境の整備充実	
	1. 住まい・まちづくりの推進	
	障がい者の住みやすい公営住宅の整備	○
	各事業の効果的な運用と利用の促進のための広報活動の充実	○
	公園の整備と多目的トイレの設置や段差の解消	△
	入居受け入れやバリアフリー化の必要性の理解の促進	○
	除雪サービスの充実	○
	障がい者の利用に配慮した公共施設の整備推進	○
すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの施設づくり	◎	
補助犬を同伴して施設を円滑に利用できる為の情報提供、理解の促進	◎	
障害者総合支援法に基づく住宅改修の支援	◎	
歩行空間等のバリアフリー化の推進	○	
2. 外出手段の確保		
外出支援サービスや患者輸送バスなどの充実	◎	
障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	◎	
町有施設の使用料などの減免制度の拡充	◎	
乗車、降車介助の利用	◎	
3. 防災・防犯対策の推進		
緊急通報システムの整備、緊急通信体制の充実	◎	
避難行動要支援者の避難支援体制の確立	△	
地域住民による災害時要援護者の救出・救護体制の充実	△	
災害時要援護者の安全を確保するための生活支援の体制整備	△	
避難先で必要な介護を受けられる体制の確保	△	
防犯体制の整備と防犯知識の普及	△	
第3節 情報・コミュニケーションの支援		
1. 情報バリアフリーの推進		
情報発信方策の検討	○	
各種機器の利用に関する研修会などの開催の検討	○	

章	節	事業名	進捗状況
		視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報提供などの充実の検討	○
		「声の広報だより」や「声の議会だより」の周知、利用促進	◎
		2. 円滑なコミュニケーションの支援	
		録音図書などの充実の推進	○
		朗読ボランティアの養成	○
		障害者総合支援法に基づくコミュニケーション支援事業	○
		ボランティアセンターの充実	○
		コミュニケーション支援のあり方について検討	○

4. 意識調査結果からみる障がい者を取り巻く課題

厚岸町障がい者基本計画策定のための意識調査結果等からみる、今後の課題と対応する施策分野を抽出すると次のとおりです。

* 問番号は、厚岸町障がい者基本計画策定のための意識調査

① 障がい当事者や介助者の高齢化への対応

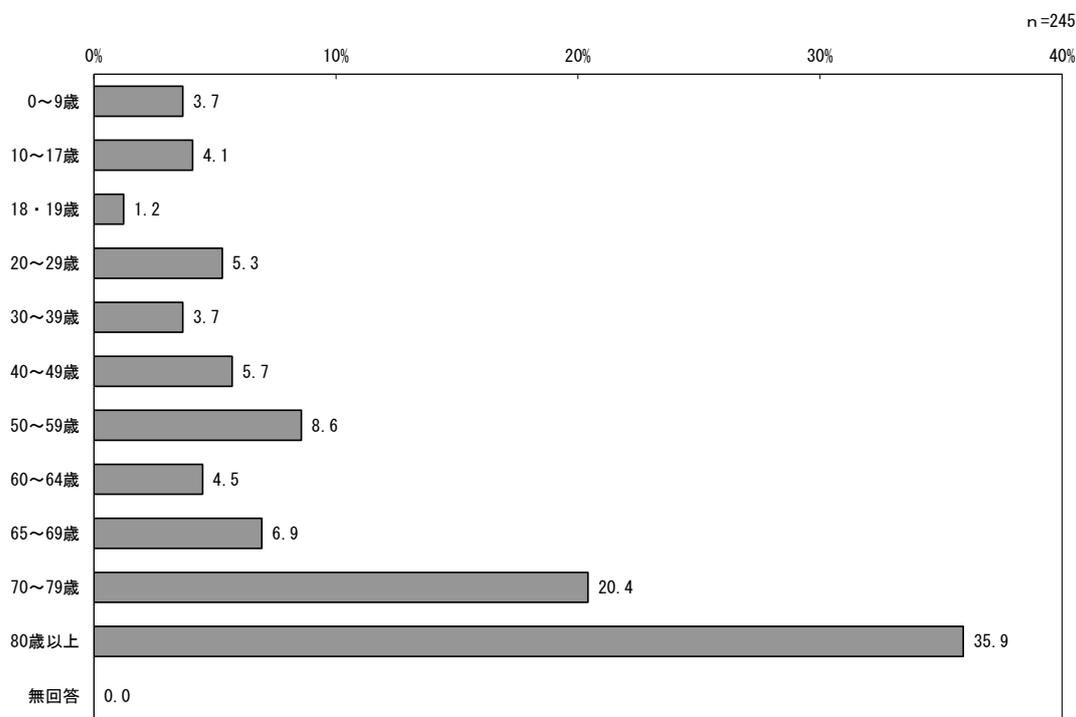
- ・障がい者の6割以上が65歳以上の高齢者、さらには75歳以上の後期高齢者が4割近くを占めています。依然として、障がい者の高齢化は進んでいます。

⇒各論 第1章 第1節 生活支援サービスの充実

⇒各論 第1章 第2節 保健・医療の充実

問3 あなたの年齢をお答えください

「80歳以上」35.9%で最も多く、次いで「70～79歳」20.4%、「50～59歳」8.6%、「65～69歳」6.9%、「40～49歳」5.7%と続いています。



② 障がいに対する理解や地域共生社会について

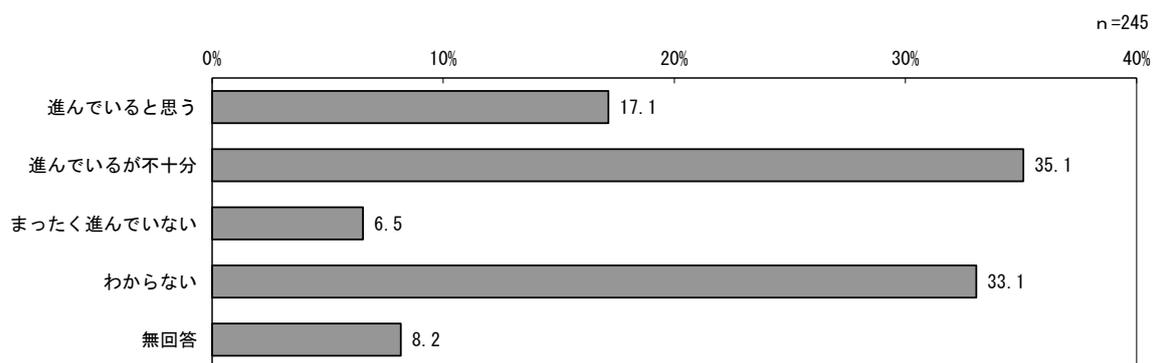
- ・障がいに対する一般の方々の理解は約2割弱程度となっています。必ずしも高いとはいえず、日常生活を送るうえでの様々な局面において、いまだ、“合理的配慮*”が進んでいないと考えられます。
- ・地域で共生しながら生活を送るうえでは、例えば段差等のハード面のみならず、アクセシビリティも意識した情報提供のあり方や緊急時の支援体制などソフト面も必要です。さらには、成年後見制度などの障がいのある方々への支援制度等の周知やスポーツ・芸術文化活動支援なども含めた総合的な取り組みの継続が求められます。

* 合理的配慮:障がいのある人が、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを取り除くため配慮や意思を求めたときに、負担になり過ぎない範囲で行う、必要で適切な調整をいいます。

⇒各論	第1章	第1節	2. 権利擁護の推進
⇒各論	第2章	第3節	1. 社会参加の促進
⇒各論	第2章	第3節	2. 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進
⇒各論	第2章	第3節	3. 生涯学習機会の充実
⇒各論	第3章	第1節	1. 啓発・広報活動の推進
⇒各論	第3章	第1節	2. 心のバリアフリーの促進
⇒各論	第3章	第2節	2. 外出手段の確保

問 17 あなたは、障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解は進んでいると思いますか

「進んでいるが不十分」35.1%で最も多く、次いで「わからない」33.1%、「進んでいると思う」17.1%、「まったく進んでいない」6.5%と続いています。

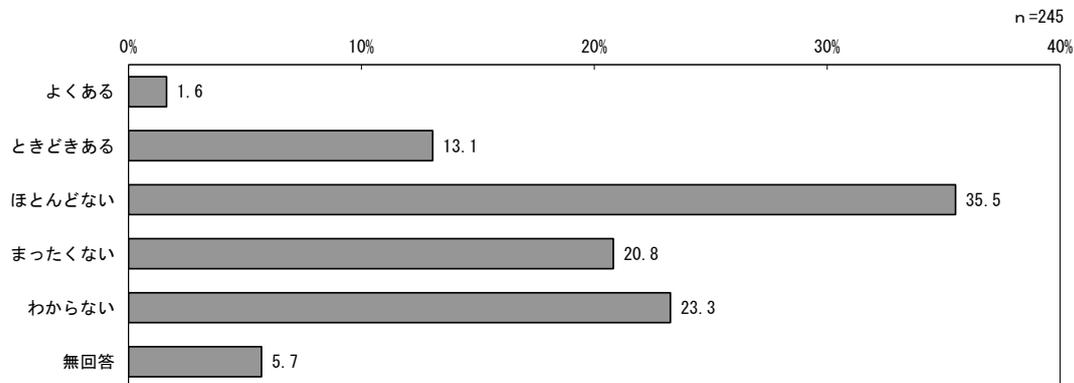


前回調査

「わからない」43.2%で最も多く、次いで「進んでいるが不十分」31.5%、「進んでいると思う」18.3%、「まったく進んでいない」7.1%と続いています。

問18 あなたは、日ごろの生活の中で、障がいを理由とした差別的扱い（虐待・施設・設備の未整備、配慮の欠如を含む）をされ、いやな思いをしたことがありますか

「ほとんどない」35.5%で最も多く、次いで「わからない」23.3%、「まったくない」20.8%、「ときどきある」13.1%、「よくある」1.6%と続いています。

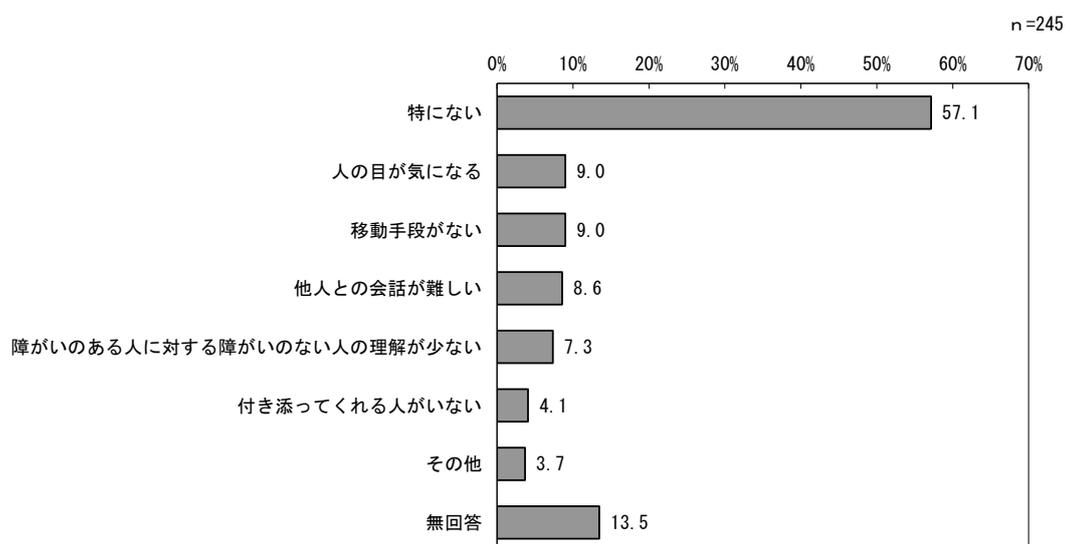


前回調査

「ほとんどない」42.3%で最も多く、次いで「まったくない」21.8%、「わからない」20.9%、「ときどきある」12.0%、「よくある」3.0%と続いています。

問43 外出するときに困っていることは何ですか【複数選択】

「特にない」57.1%で最も多く、次いで「人の目が気になる」、「移動手段がない」9.0%、「他人との会話が難しい」8.6%、「障がいのある人に対する障がいのない人の理解が少ない」7.3%、「付き添ってくれる人がいない」4.1%と続いています。

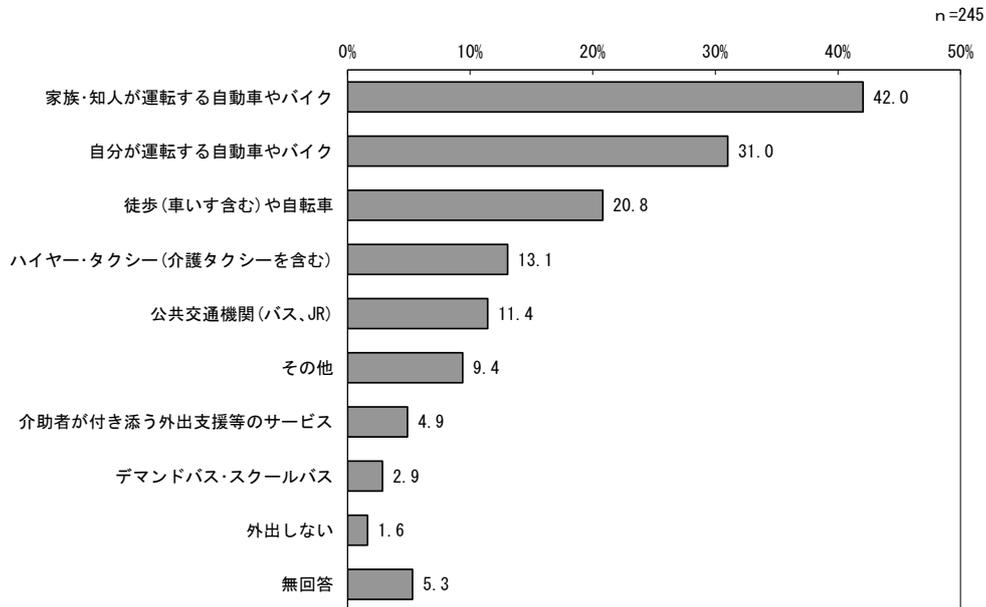


前回調査

「特にない」68.7%で最も多く、次いで「移動手段がない」11.2%、「他人との会話が難しい」10.7%、「人の目が気になる」9.8%、「障がいのある人に対する障がいのない人の理解が少ない」7.5%と続いています。

問44 外出するときの主な移動手段は何ですか【複数選択】

「家族・知人が運転する自動車やバイク」42.0%で最も多く、次いで「自分が運転する自動車やバイク」31.0%、「徒歩(車いす含む)や自転車」20.8%、「ハイヤー・タクシー(介護タクシーを含む)」13.1%、「公共交通機関(バス、JR)」11.4%と続いています。

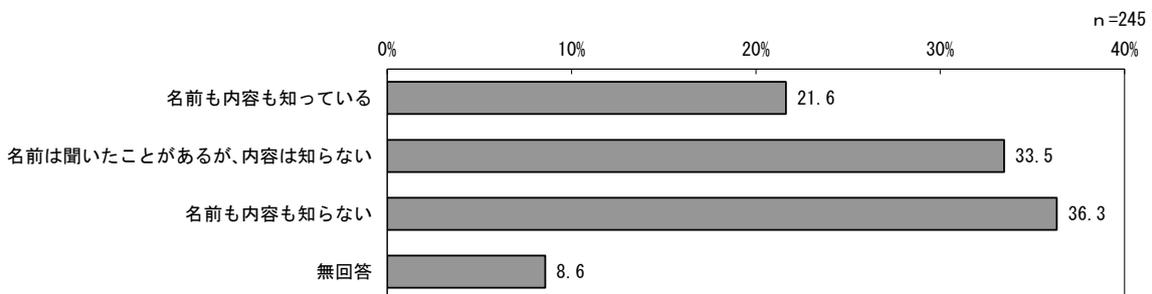


前回調査

「家族・知人が運転する自動車やバイク」44.4%で最も多く、次いで「自分が運転する自動車やバイク」37.9%、「徒歩(車いす含む)や自転車」27.2%、「公共交通機関(バス、JR)」19.8%、「ハイヤー・タクシー(介護タクシーを含む)」14.2%と続いています。

問19 成年後見制度についてご存じですか

「名前も内容も知らない」36.3%で最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」33.5%、「名前も内容も知っている」21.6%、「無回答」8.6%と続いています。

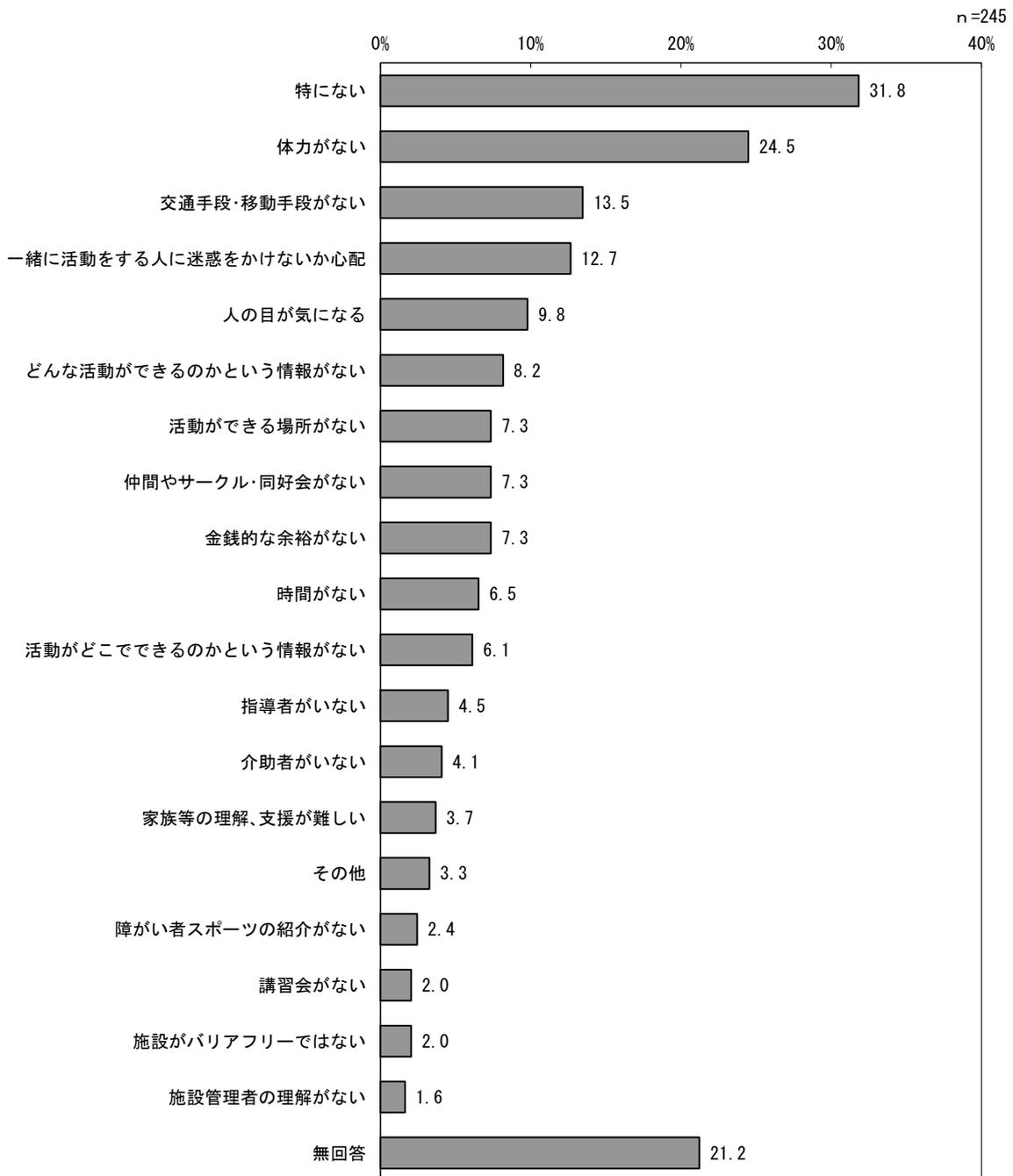


前回調査

「名前も内容も知らない」40.6%で最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」31.0%、「名前も内容も知っている」28.5%と続いています。

問28 あなたがスポーツ・学習活動・芸術文化活動に参加するうえで不安に感じることはありますか【複数選択】

「特にない」31.8%で最も多く、次いで「体力がない」24.5%、「交通手段・移動手段がない」13.5%、「一緒に活動をする人に迷惑をかけないか心配」12.7%、「人の目が気になる」9.8%と続いています。



前回調査

「特にない」45.6%で最も多く、次いで「体力がない」25.1%、「交通手段・移動手段がない」14.9%、「金銭的な余裕がない」13.0%、「どんな活動ができるのかという情報がない」12.1%と続いています。

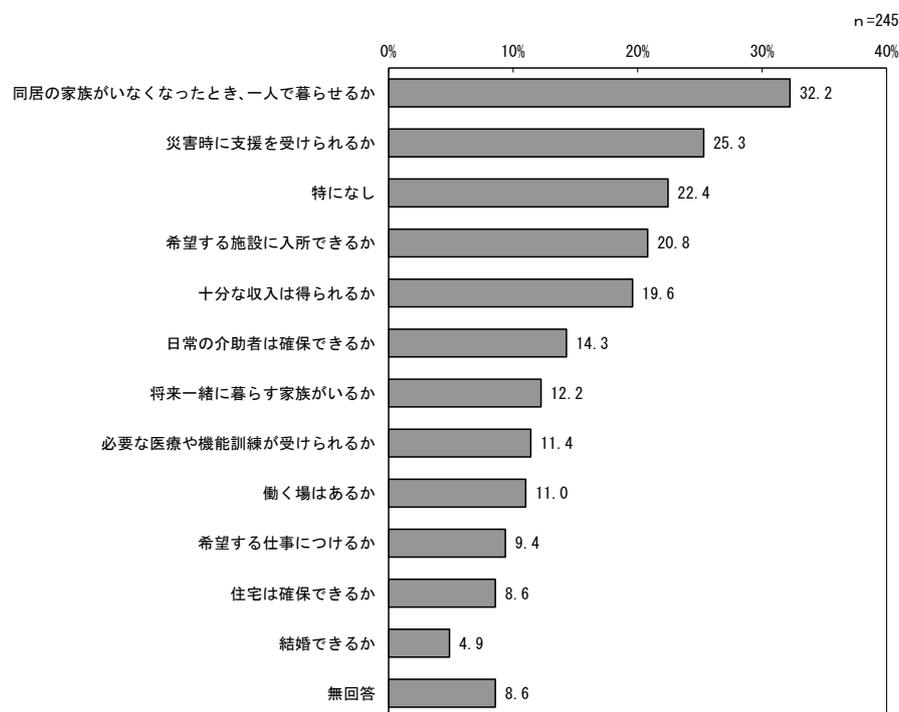
③ 地域生活への移行の促進

- ・施設入所者の地域生活への移行希望は、限られている現状があります。
- ・障がい者が地域の中で不安なく生活していくには、相談対応が重要な役割を担っています。相談内容から各種制度や事業利用等へと結び付けていくことが重要であり、各事業所等やくしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター、道などの関係機関との連携のもと、相談支援体制の充実にも努める必要があります。また、災害時の対応についても、継続していくことが重要です。

⇒各論 第1章 第1節 1. 総合的な相談支援体制の充実
⇒各論 第1章 第1節 3. 在宅生活への支援
⇒各論 第1章 第1節 4. 日中活動への支援
⇒各論 第1章 第1節 5. 居住の場への支援
⇒各論 第3章 第2節 1. 住まい・まちづくりの推進

問14 将来に対して不安に感じることは何ですか【複数選択】

「同居の家族がいなくなったとき、一人で暮らせるか」32.2%で最も多く、次いで「災害時に支援を受けられるか」25.3%、「特になし」22.4%、「希望する施設に入所できるか」20.8%、「十分な収入は得られるか」19.6%と続いています。

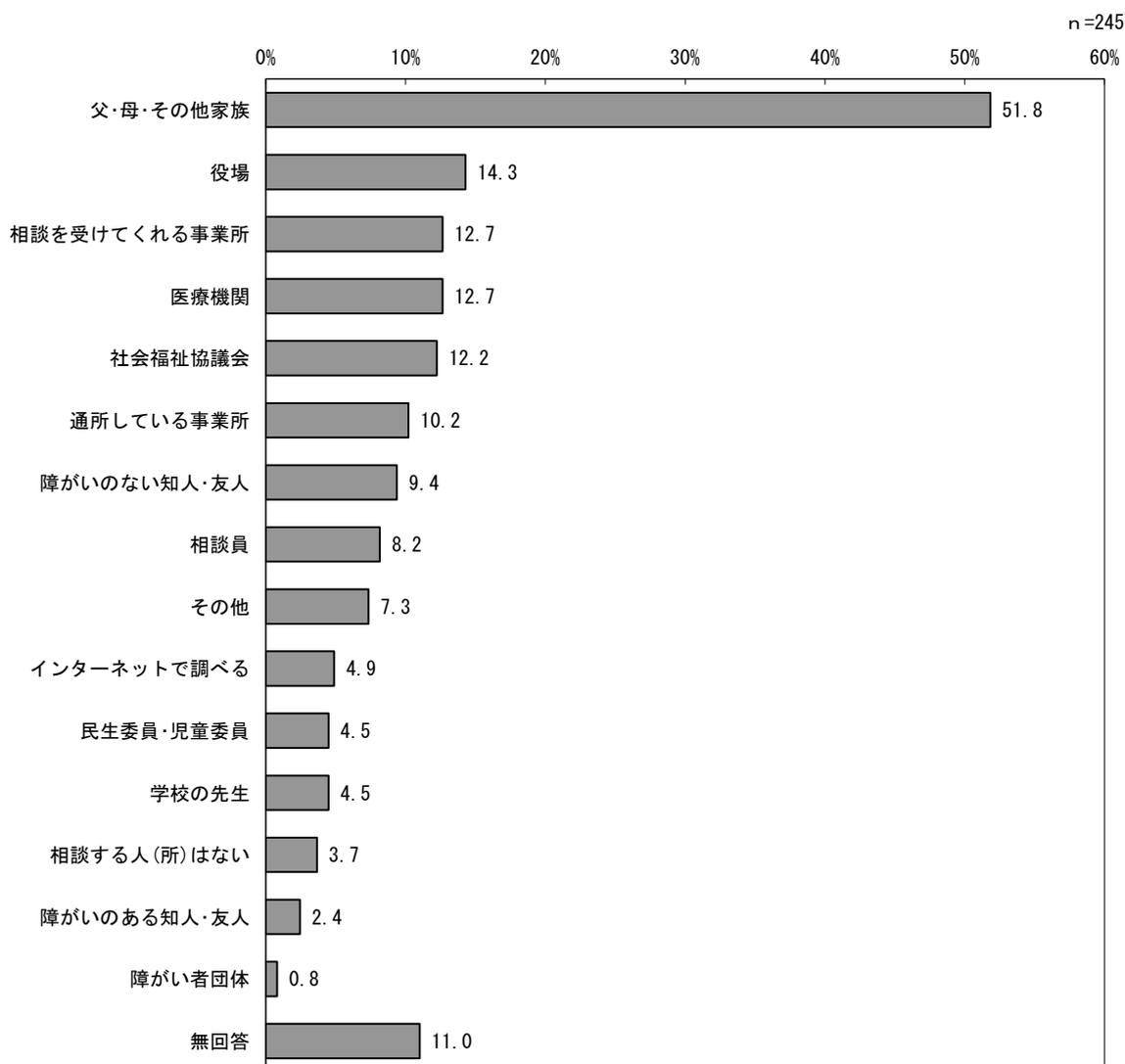


前回調査

「同居の家族がいなくなったとき、一人で暮らせるか」30.4%で最も多く、次いで「希望する施設に入所できるか」27.8%、「十分な収入は得られるか」24.5%、「特になし」23.2%、「災害時に支援を受けられるか」20.7%と続いています。

問15 困ったとき、悩んでいるときには誰（どこ）に相談しますか

「父・母・その他家族」51.8%で最も多く、次いで「役場」14.3%、「相談を受けてくれる事業所」、「医療機関」12.7%、「社会福祉協議会」12.2%、「通所している事業所」10.2%と続いています。

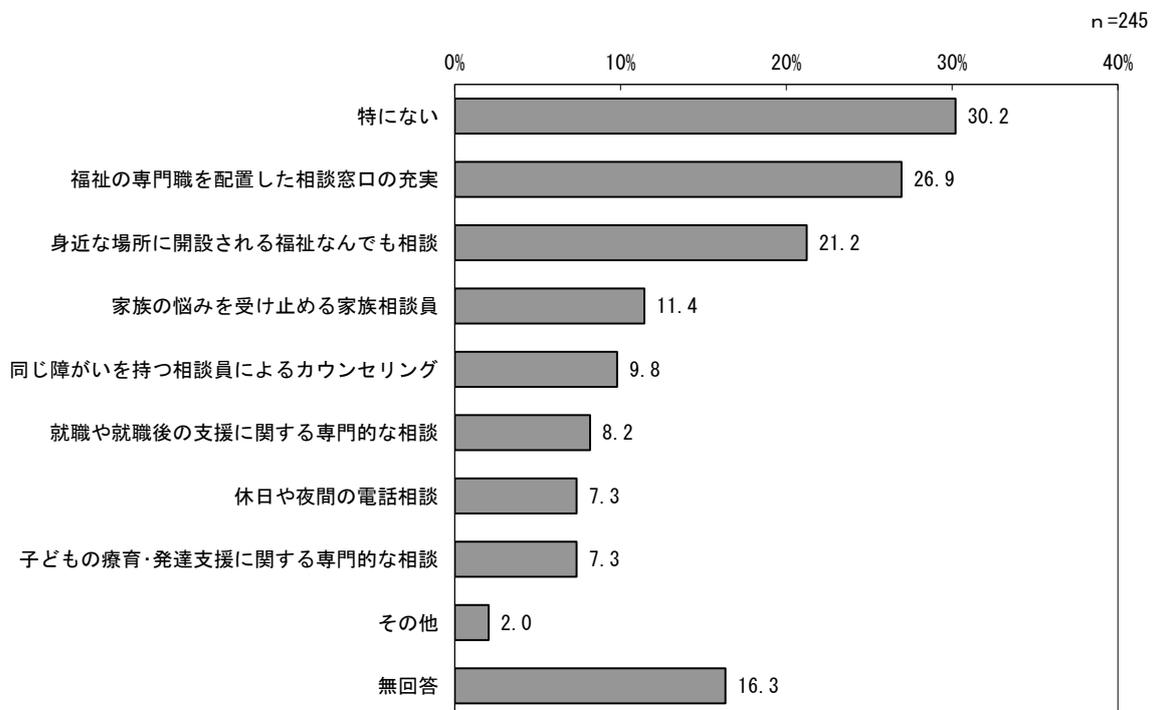


前回調査

「父・母・その他家族」58.6%で最も多く、次いで「役場」14.2%、「医療機関」、「社会福祉協議会」、「通所している事業所」12.9%、「相談を受けてくれる事業所」12.5%、「民生委員・児童委員」8.2%、と続いています。

問16 相談支援体制について、どのようなことの充実を望みますか

「特にない」30.2%で最も多く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」26.9%、「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」21.2%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」11.4%、「同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング」9.8%と続いています。



前回調査

「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」39.0%で最も多く、次いで「特にない」32.9%、「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」26.2%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」11.9%、「同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング」9.5%と続いています。

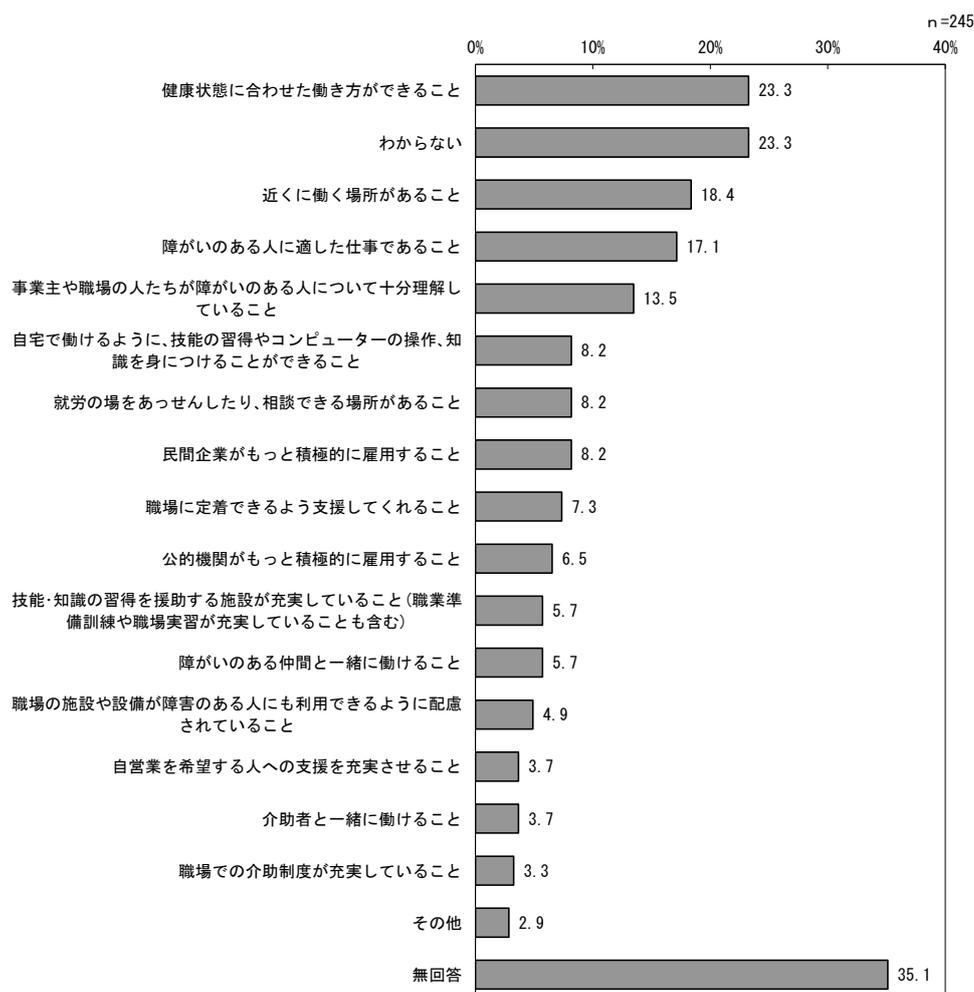
④ 多様な働き方の可能性の拡充

- ・障がいの状態によって一般就労している人は限られていますが、就労の受け入れ環境を整えば移行したいという潜在希望者もいるものと思われます。
- ・一方、調査で働くこと自体を考えていないとの回答が5割弱となっていて、障がいの状況によって一般就労が厳しい人もおり、福祉的就労も含めた、多様な働き方ができる環境の充実が求められています。

⇒各論 第2章 第2節 1. 雇用の促進
⇒各論 第2章 第2節 2. 起業への支援

問50 働くためには、どのようなことが必要だと思いますか【複数回答】

「健康状態に合わせた働き方ができること」、「わからない」23.3%で最も多く、次いで「近くに働く場所があること」18.4%、「障がいのある人に適した仕事であること」17.1%、「事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること」13.5%、「自宅で働けるように、技能の習得やコンピューターの操作、知識を身につけることができること」、「就労の場をあっせんしたり、相談できる場所があること」、「民間企業がもっと積極的に雇用すること」8.2%と続いています。

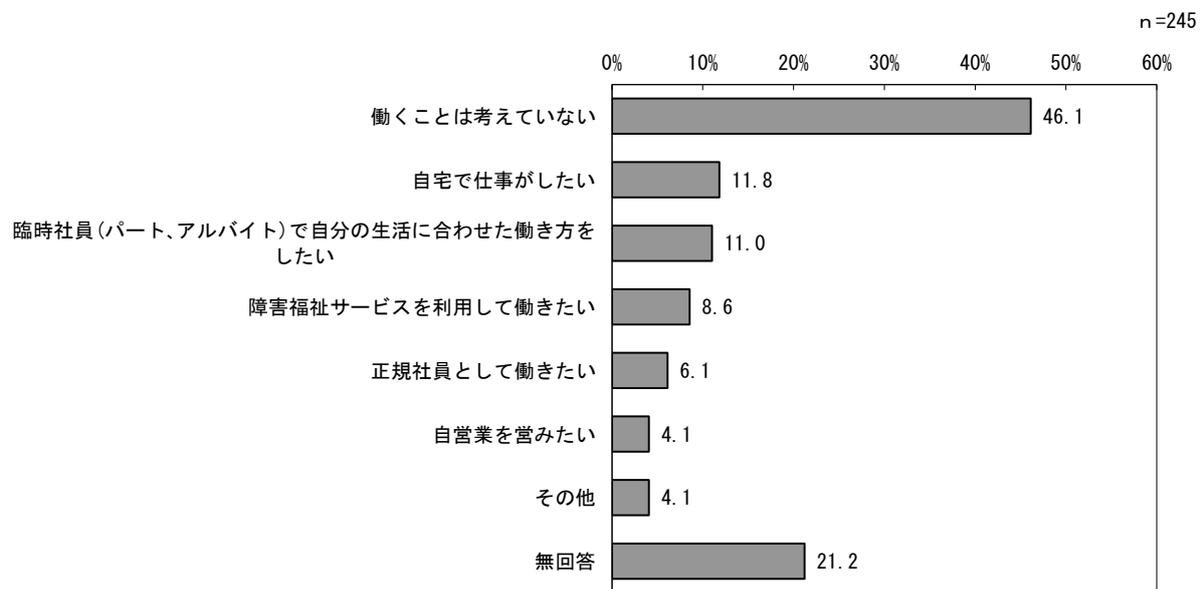


前回調査

「健康状態に合わせた働き方ができること」39.5%で最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事であること」30.2%、「わからない」26.2%、「近くに働く場所があること」25.6%、「自宅で働けること」20.9%と続いています。

問49 今後どのような働き方がしたいですか【複数回答】

「働くことは考えていない」46.1%で最も多く、次いで「自宅で仕事がしたい」11.8%、「臨時社員(パート、アルバイト)で自分の生活に合わせた働き方をしたい」11.0%、「障害福祉サービスを利用して働きたい」8.6%、「正規社員として働きたい」6.1%と続いています。



前回調査

「働くことは考えていない」46.9%で最も多く、次いで「自宅で仕事がしたい」15.6%、「障害福祉サービスを利用して働きたい」13.3%、「臨時社員(パート、アルバイト)で自分の生活に合わせた働き方をしたい」12.8%、「自営業を営みたい」9.5%と続いています。

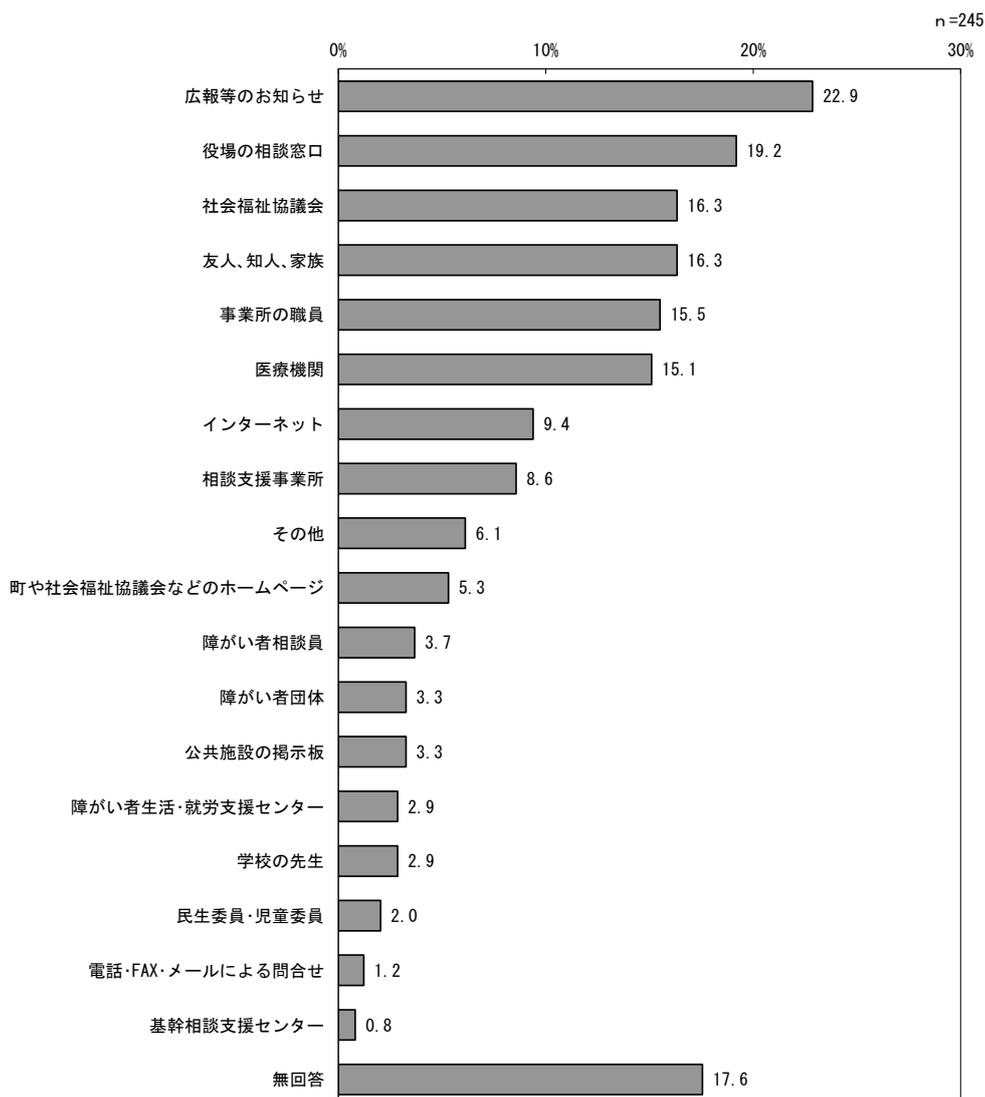
⑤ より利用しやすい福祉サービスの提供体制の充実

- ・今後のサービス利用については多くのサービスメニューにおいて、利用希望が示されています。サービスそのものを十分に知らない人たちも多くいると思われます。そのため、より情報アクセシビリティに配慮した情報提供体制の充実が重要となります。

⇒各論 第1章 第1節 生活支援サービスの充実
 ⇒各論 第1章 第1節 1. 総合的な相談支援体制の充実
 ⇒各論 第1章 第2節 保健・医療の充実
 ⇒各論 第3章 第3節 1. 情報バリアフリーの推進

問32 あなたは障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか【複数回答】

「広報等のお知らせ」22.9%で最も多く、次いで「役場の相談窓口」19.2%、「社会福祉協議会」、「友人、知人、家族」16.3%、「事業所の職員」15.5%、「医療機関」15.1%と続いています。

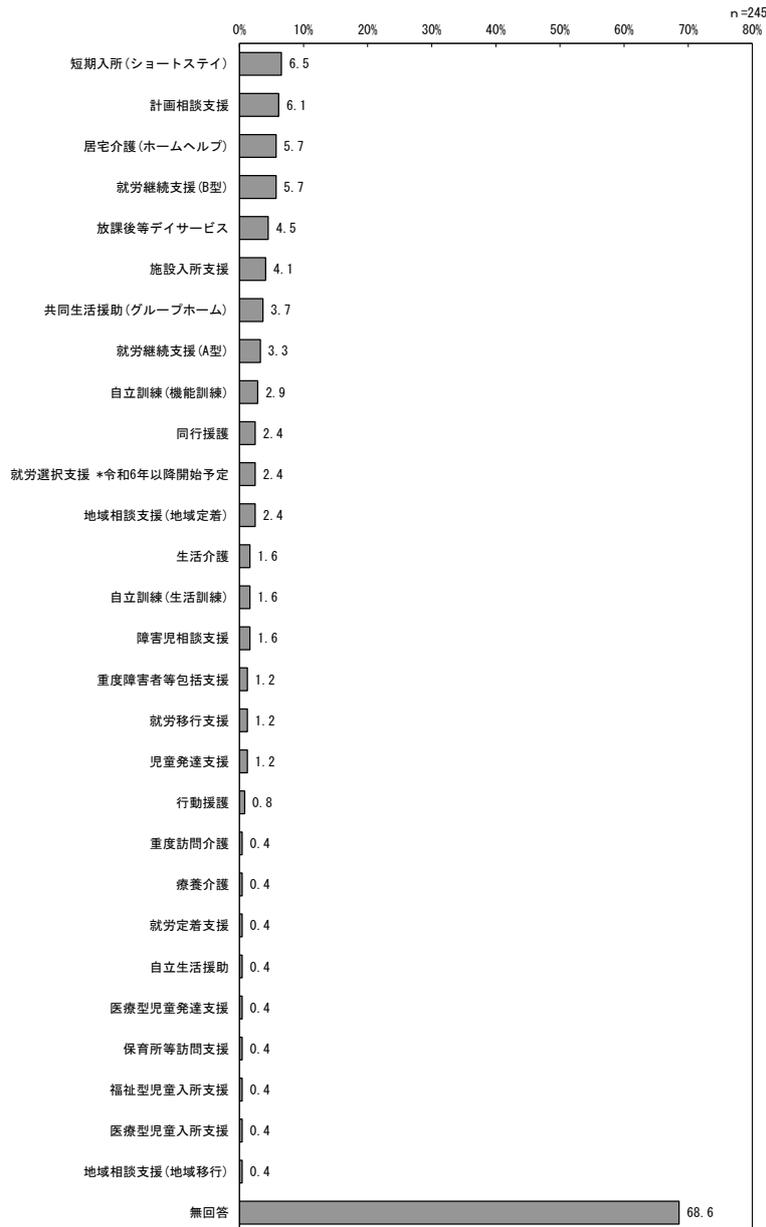


前回調査

「広報等のお知らせ」28.4%で最も多く、次いで「役場の相談窓口」24.5%、「友人、知人、家族」24.0%、「医療機関」20.2%、「事業所の職員」16.8%と続いています。

問33 今後利用したいサービス【複数選択】

「短期入所(ショートステイ)」6.5%で最も多く、次いで「計画相談支援」6.1%、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「就労継続支援(B型)」5.7%、「放課後等デイサービス」4.5%、「施設入所支援」4.1%と続いています。



前回調査

「居宅介護(ホームヘルプ)」27.8%で最も多く、次いで「共同生活援助(グループホーム)」25.0%、「就労継続支援(B型)」22.2%、「短期入所(ショートステイ)」20.8%、「施設入所支援」18.1%と続いています。

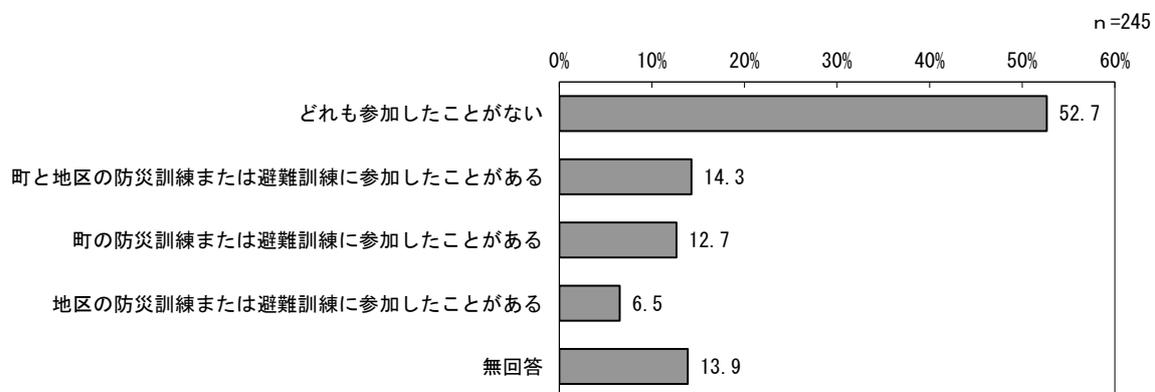
⑥ 災害時・緊急時への対応の充実

- ・「町や住んでいる地区の防災訓練や避難訓練にどれも参加したことがない」が5割強となっています。今後も、障がい者の参加を促すことが課題となっています。
- ・災害時に本人一人で避難できる人は4割程度、また、家族と近所を含めると、助けに来てくれる人がいる人は3割強程度の状況になっています。
- ・災害時にも備え、日ごろから近所とのつながりや要支援者であるということを外的に知らせておくということも重要となります。
- ・避難できたとしても避難先での生活も確保されていることが必要となります。
- ・災害時だけの問題でなく、日常的に備えることが災害時にも機能するという考え方のもと、対応策を継続する必要があります。

⇒各論 第3章 第2節 3. 防災・防犯対策の推進

問54 あなたは、町や住んでいる地区の防災訓練や避難訓練に参加したことはありますか

「どれも参加したことがない」52.7%で最も多く、次いで「町と地区の防災訓練または避難訓練に参加したことがある」14.3%、「町の防災訓練または避難訓練に参加したことがある」12.7%、「地区の防災訓練または避難訓練に参加したことがある」6.5%と続いています。

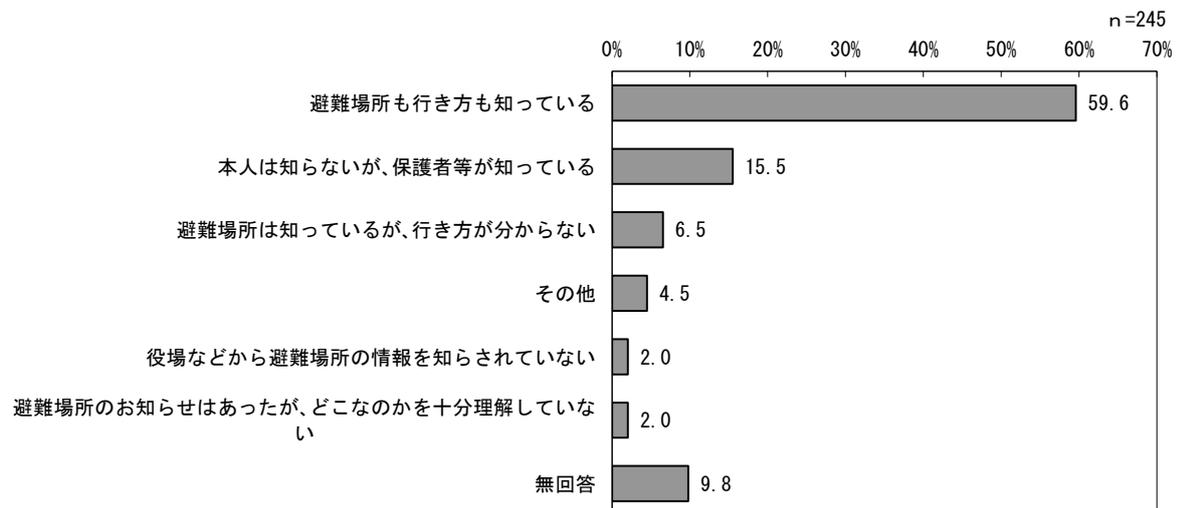


前回調査

「どれも参加したことがない」63.4%で最も多く、次いで「町と地区の防災訓練または避難訓練に参加したことがある」20.3%、「町の防災訓練または避難訓練に参加したことがある」10.8%、「地区の防災訓練または避難訓練に参加したことがある」5.6%と続いています。

問50 あなたは、地震や津波等の災害時の避難場所や避難場所への行き方を知っていますか

「避難場所も行き方も知っている」59.6%で最も多く、次いで「本人は知らないが、保護者等が知っている」15.5%、「避難場所は知っているが、行き方が分からない」6.5%、「その他」4.5%、「役場などから避難場所の情報を知らされていない」、「避難場所のお知らせはあったが、どこなのかを十分理解していない」2.0%と続いています。

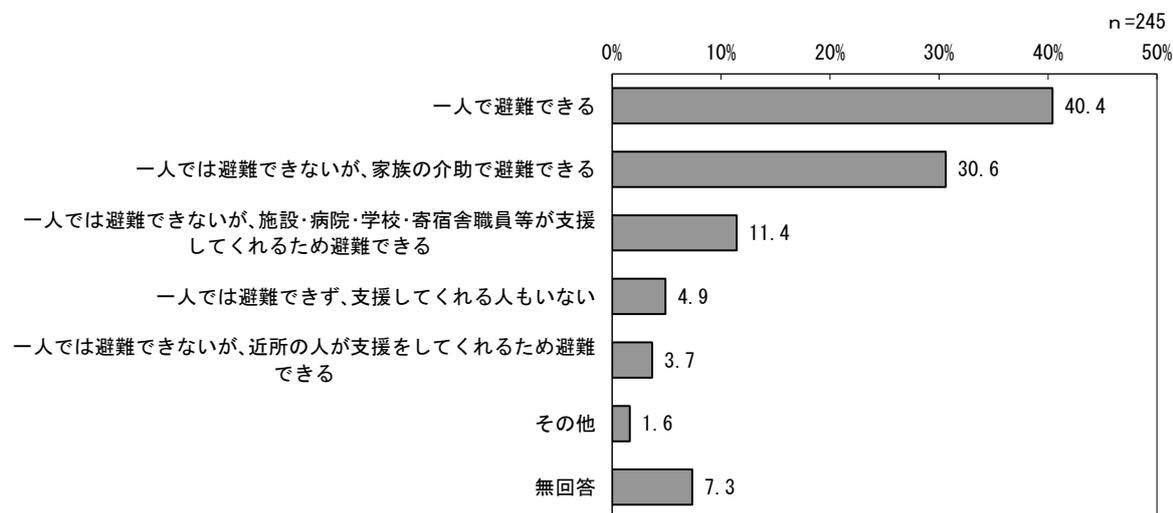


前回調査

「避難場所も行き方も知っている」68.2%で最も多く、次いで「本人は知らないが、保護者等が知っている」16.6%、「避難場所のお知らせはあったが、どこなのかを十分理解していない」8.5%、「避難場所は知っているが、行き方が分からない」3.6%、「その他」2.7%と続いています。

問51 災害等の緊急時に一人で避難できると思いますか

「一人で避難できる」40.4%で最も多く、次いで「一人では避難できないが、家族の介助で避難できる」30.6%、「一人では避難できないが、施設・病院・学校・寄宿舍職員等が支援してくれるため避難できる」11.4%、「一人では避難できず、支援してくれる人もいない」4.9%、「一人では避難できないが、近所の人が支援をしてくれるため避難できる」3.7%と続いています。

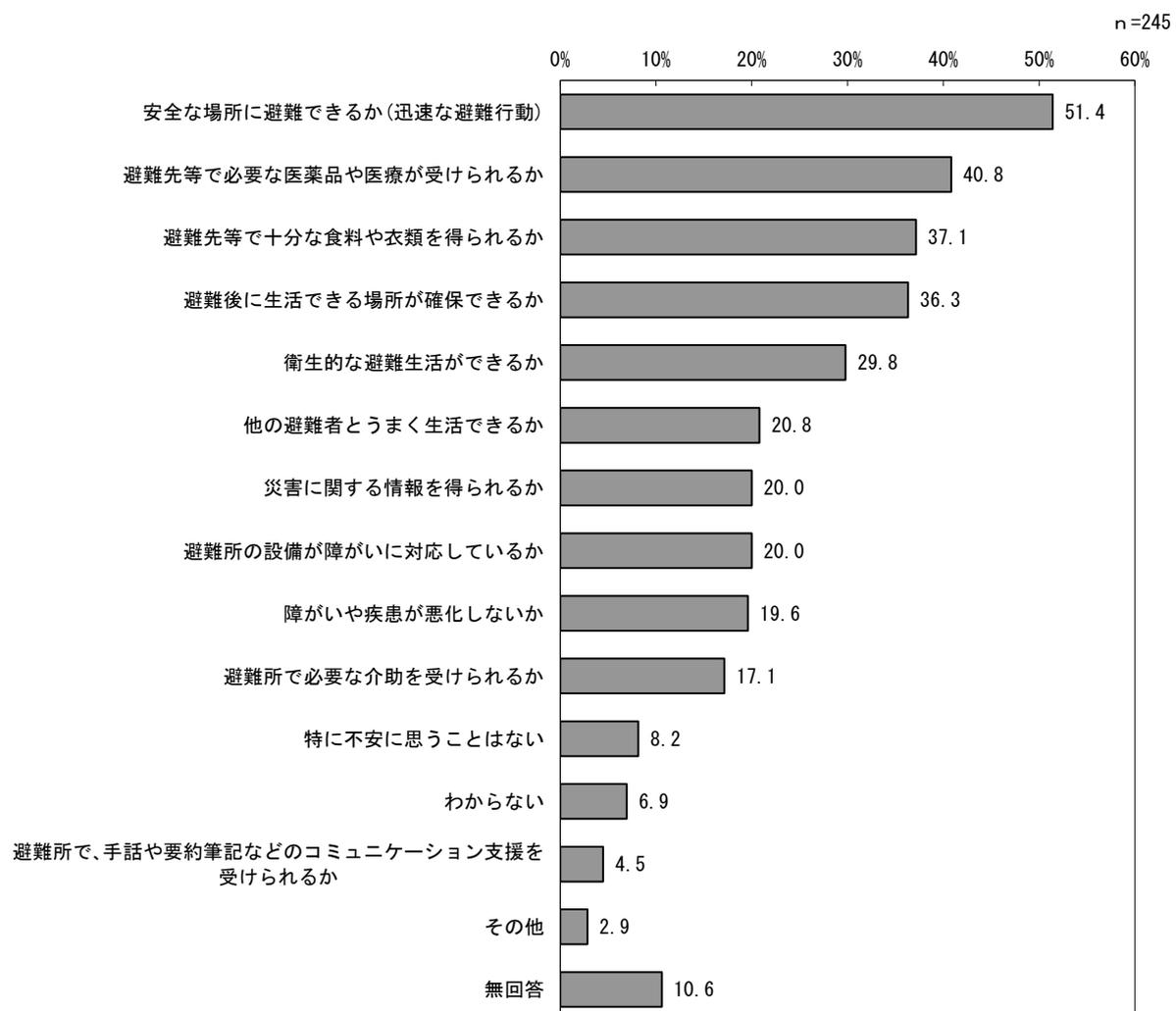


前回調査

「一人で避難できる」46.2%で最も多く、次いで「一人では避難できないが、家族の介助で避難できる」34.0%、「一人では避難できないが、施設・病院・学校・寄宿舍職員等が支援してくれるため避難できる」10.1%、「一人では避難できず、支援してくれる人もいない」4.6%、「一人では避難できないが、近所の人が支援をしてくれるため避難できる」3.8%と続いています。

問52 あなたは、地震や津波等の災害時に不安に思うことは何ですか【複数回答】

「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」51.4%で最も多く、次いで「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」40.8%、「避難先等で十分な食料や衣類を得られるか」37.1%、「避難後に生活できる場所が確保できるか」36.3%、「衛生的な避難生活ができるか」29.8%と続いています。



前回調査

「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」46.4%で最も多く、次いで「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」38.0%、「避難先等で十分な食料や衣類を得られるか」33.3%、「避難後に生活できる場所が確保できるか」31.6%、「災害に関する情報を得られるか」24.9%と続いています。

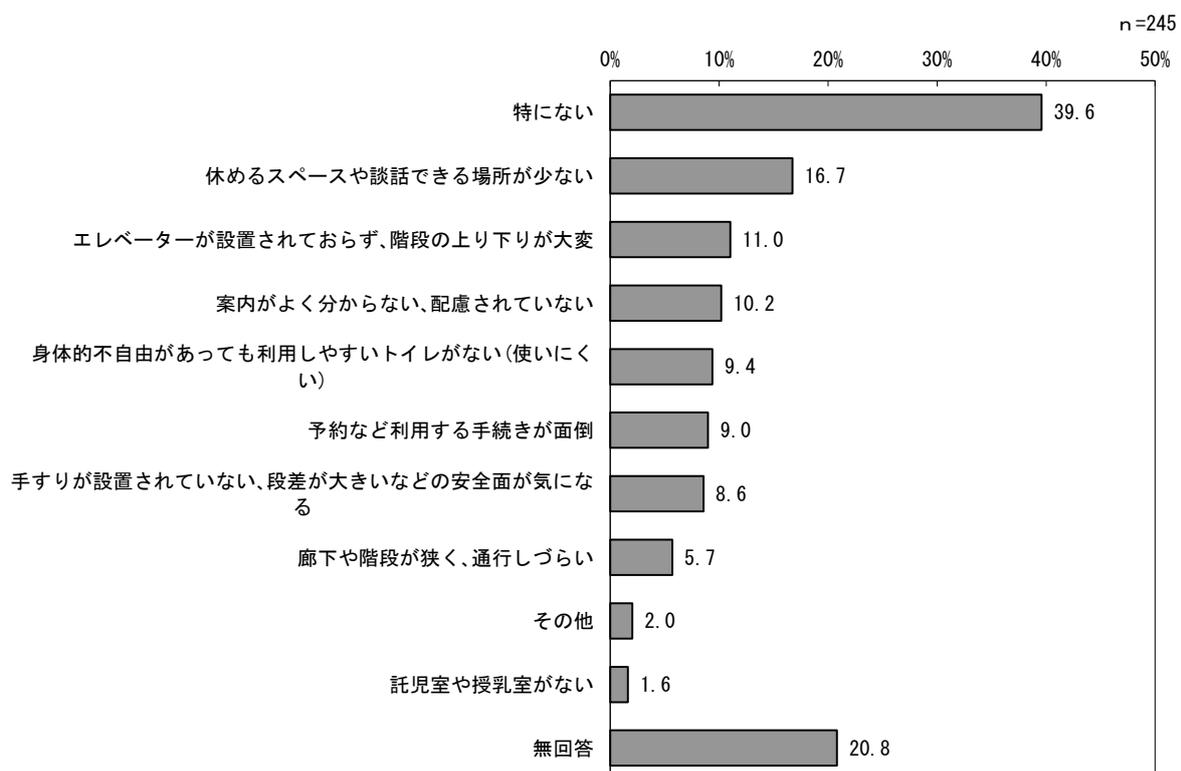
⑦ 地域ぐるみかつ総合的な支援体制の充実

- ・障がいのある方へのサポートは、どうしても家族が中心になっているのが現状です。しかしながら、家族だけでは限界もあり、公的機関とともに地域における支援体制の連携強化が今後も不可欠となります。
- ・障がいのある方への対応の場合、保健・医療・福祉の連携や、幼少の頃から成人、そして高齢者に至るライフサイクルに沿った切れ目のない対応も重要となります。
- ・厚岸町による地域ぐるみでの一体となった支援体制充実の継続が大切になるとともに、その基本には、障がいのある方自身が自ら考え、自ら動くという意識の自立性も重要なものとなります。

⇒各論 第1章 第1節 1. 総合的な相談支援体制の充実
 ⇒各論 第1章 第1節 3. 在宅生活への支援
 ⇒各論 第1章 第1節 4. 日中活動への支援
 ⇒各論 第1章 第1節 5. 居住の場への支援
 ⇒各論 第3章 第2節 1. 住まい・まちづくりの推進

問55 町内で利用する公共施設や建物において、困ったことや不便に感じたことがありますか【複数回答】

「特にない」39.6%で最も多く、次いで「休めるスペースや談話できる場所が少ない」16.7%、「エレベーターが設置されておらず、階段の上り下りが大変」11.0%、「案内がよく分からない、配慮されていない」10.2%、「身体的不自由があっても利用しやすいトイレがない(使いにくい)」9.4%と続いています。

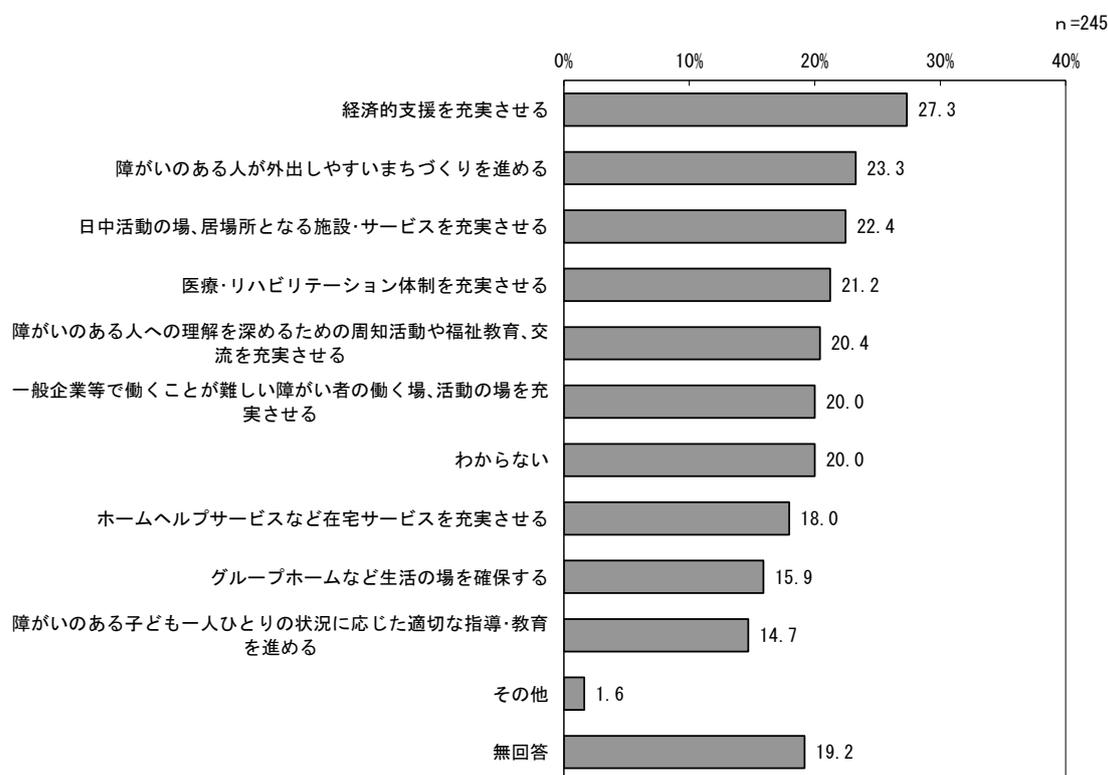


前回調査

「特にない」54.4%で最も多く、次いで「休めるスペースや談話できる場所が少ない」22.5%、「案内がよく分からない、配慮されていない」14.7%、「予約など利用する手続きが面倒」10.8%、「手すりが設置されていない、段差が大きいなどの安全面が気になる」、「身体的不自由があっても利用しやすいトイレがない（使いにくい）」8.3%と続いています。

問57 障がいのある人が自立した生活を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきだとお考えですか【複数回答】

「経済的支援を充実させる」27.3%で最も多く、次いで「障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める」23.3%、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実させる」22.4%、「医療・リハビリテーション体制を充実させる」21.2%、「障がいのある人への理解を深めるための周知活動や福祉教育、交流を充実させる」20.4%と続いています。

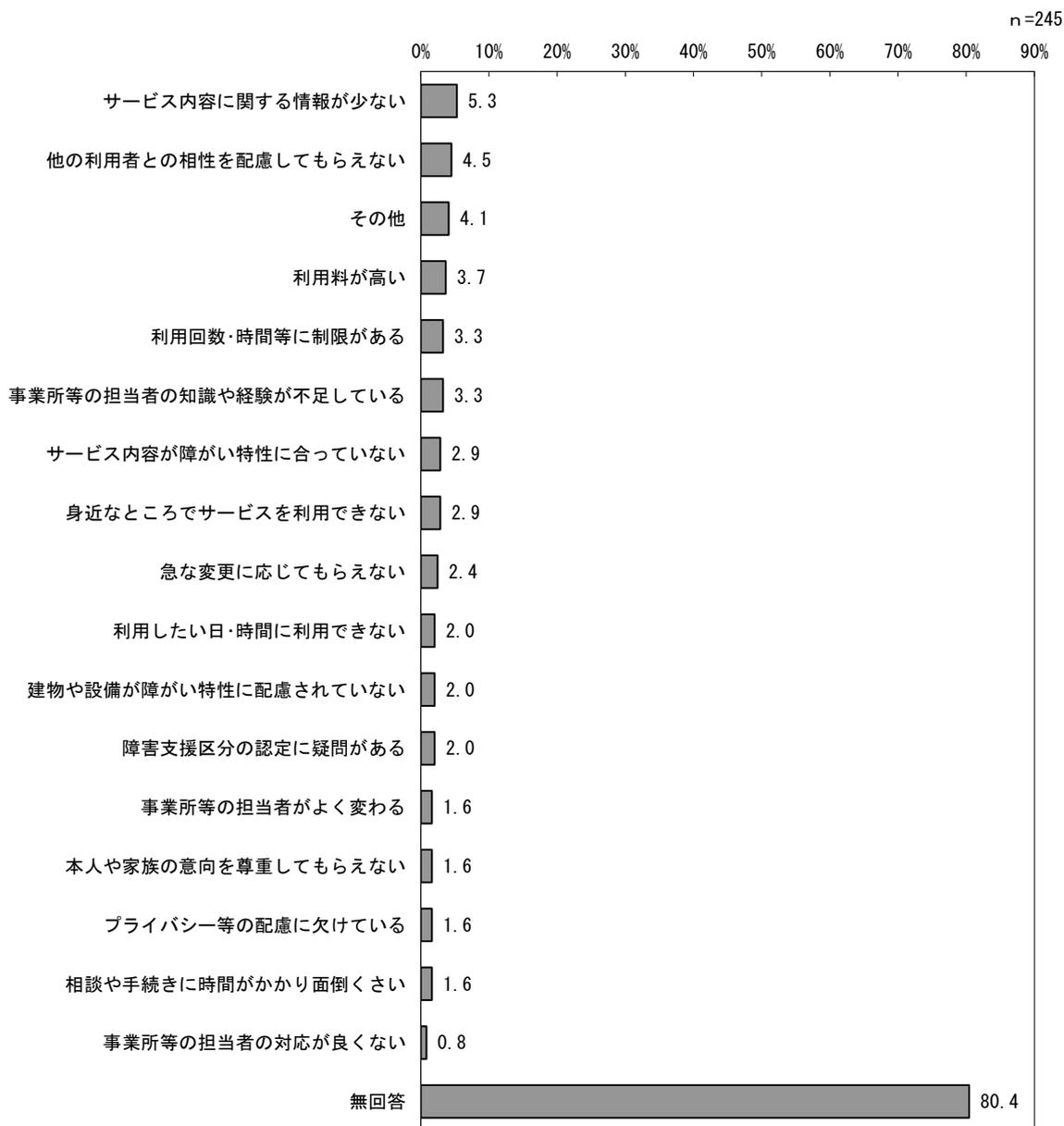


前回調査

「経済的支援を充実させる」31.2%で最も多く、次いで「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実させる」27.9%、「障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める」27.4%、「医療・リハビリテーション体制を充実させる」26.0%、「わからない」25.1%と続いています。

問34 制度やサービス等を利用して不満に思うことは何ですか【複数回答】

「サービス内容に関する情報が少ない」5.3%で最も多く、次いで「他の利用者との相性を配慮してもらえない」4.5%、「その他」4.1%、「利用料が高い」3.7%、「利用回数・時間等に制限がある」3.3%と続いています。



前回調査

「その他」24.3%で最も多く、次いで「身近なところでサービスを利用できない」20.0%、「サービス内容に関する情報が少ない」17.1%、「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」15.7%、「障害支援区分の認定に疑問がある」14.3%と続いています。

第3章 障がい福祉施策の考え方

1. 障がい者将来ビジョン

障がい者将来ビジョン

障がいのある人もない人も共に生活する 「ノーマライゼーション社会の実現」

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生する社会の実現をめざして、行政各分野における連携のもとに、障がいのある人が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる環境づくりを継続していきます。

また、障がいを理由とする権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的配慮を位置づけた「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」の法の主旨、目的などに留意し、合理的な配慮にも努め施策に取り組みます。

2. 基本目標

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本の方針に基づき、障がい福祉施策の展開を図っていきます。

目標 1 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるような支援体制の充実を図ります。

- 障がいのある人が自ら選択・決定することができるよう保健・医療・福祉・教育・就労等各分野において、個人の生活ニーズに合わせたサービス提供体制の整備・充実を、継続していきます。
- 入所施設等などから地域生活へ移行できるよう支援体制整備の促進に努めます。
- 相談支援の充実を図り、家族や介護者の負担を軽減するよう努めます。

目標 2

自立と社会参加の促進

障がいのある人が主体性・自立性をもって、社会活動へ積極的に参加できるよう、支援体制の充実を図ります。

- 一人ひとりの能力と意思が生かされるよう、障がいのある人の選択の幅を広げるなど障がいのある人の主体性・自立性を尊重する町を目指します。
- 乳幼児期において障がいを早期に発見し、早期療育等を継続していきます。
- 乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた支援を提供するため、関係機関との連携強化に努めます。

目標 3

バリアフリー社会の実現

障がいのあるが暮らしやすい社会は、障がいのない人にとっても暮らしやすい社会であることを認識し、町民参加による計画推進体制を継続していくことが大切です。

- 情報アクセシビリティにも意識しながら各種広報誌などによる啓発活動の推進、ボランティア活動の促進、障がいのある人とない人との交流の拡大、災害・防犯体制等の生活環境の整備を図ります。
- 社会参加を阻んでいる偏見や差別といった心のバリア、住まいや移動などの環境のバリア、情報のバリア等あらゆるバリアを解消し、地域住民への働きかけを強化することにより、バリアフリー社会の推進を広く継続します。

3. ビジョン実現に向けた施策体系

本計画のビジョンを実現するために、次のような施策の展開を図っていきます。

基本目標	基本施策	施策の展開方向
地域生活の支援体制の充実	I 生活支援サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的な相談支援体制の充実 2. 権利擁護の推進 3. 在宅生活への支援 4. 日中活動への支援 5. 居住の場への支援 6. 生活安定施策の推進
	II 保健・医療の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児期の適切な保健・療育の支援 2. 心と体の健康づくりの推進 3. 適切な医療・リハビリテーションの充実
自立と社会参加の促進	III 教育・育成の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就学前保育・療育・教育の充実 2. 就学後の支援体制の充実
	IV 雇用・就労支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用の促進 2. 起業への支援
	V 社会参加の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会参加の促進 2. 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進 3. 生涯学習機会の充実
バリアフリー社会の実現	VI 理解を深めるための啓発・広報の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 啓発・広報活動の推進 2. 心のバリアフリーの促進 3. ボランティア活動の促進 4. 交流機会の拡大 5. 障害者自立支援協議会による啓発活動の促進
	VII 生活環境の整備充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住まい・まちづくりの推進 2. 外出手段の確保 3. 防災・防犯対策の推進
	VIII 情報・コミュニケーションの支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報バリアフリーの推進 2. 円滑なコミュニケーションの支援

第2編 各論

第1章 地域生活の支援体制の充実

第1節 生活支援サービスの充実

1. 総合的な相談支援体制の充実

地域生活支援事業に位置づけられる相談支援事業は、障がいのある人が地域で適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、日常生活を営むうえで基盤となる支援です。また、障害福祉サービス等の選択に係わる相談や必要な助言等の情報提供を行うなど、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進につなげるなどの相談体制の充実が求められています。

町では、障がいのある人の支援に係る有資格者による専門相談窓口の開設や訪問の実施等を行っています。

また、障がいのある人の相談内容は広範多岐にわたることに加え、介護者の高齢化やヤングケアラー*¹、社会的なひきこもりなど複合的な課題を抱えることもあることから、重層的支援体制*²に組み込んだ取り組みを進めます。

今後も、障害福祉等の従来制度や分野の枠にかかわらず、様々な障がいや疾病を持った人やその保護者、介護者等からの悩みや生活課題、相談内容の変化に柔軟に対応できるよう、相談内容に応じた関係機関と連携して必要な情報提供を行い、一人ひとりに適切な支援が提供できるよう相談体制の充実を図っていきます。

*¹ ヤングケアラー: 家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

*² 重層的支援体制: 一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方をサポートする包括的な支援体制のこと。

基本施策	施策内容	担当課
障がい者専門相談窓口のPR	広報あつけしやホームページ等を活用し、保健福祉総合センターあみか 21 の専門相談窓口の周知に努め、町民へのより一層の周知を図ります。 また、他部署からの相談に関する連携や窓口で受けた相談に関しても丁寧に引継ぎ、包括的な支援体制を目指します。	保健福祉課
相談窓口及び各種相談員の資質向上	北海道主催の担当者研修会、障害者相談員研修会へ参加し、相談窓口及び各種相談員のさらなる資質向上を図ります。 (担当者研修会参加 障害者相談員研修会参加)	保健福祉課

基本施策	施策内容	担当課
広域的な相談体制の利用 周知	障がいのある人及びその家族などからの悩みに対し、弁護士による無料法律相談ができる「障がい者110番事業」や、介護者の急病等の緊急時に、障がいのある人の地域生活を支える「緊急時の受け入れ・対応」などの地域生活支援拠点事業の周知に努めます。 また、ヤングケアラーやひきこもり等の複合的な課題に対して、「北海道立精神保健福祉センター」「北海道ひきこもり相談センター」「若者サポートステーション」等の活用を支援します。	保健 福祉課
適切な情報の提供と利用者ニーズの収集	民生委員・児童委員、サービス事業所担当者や、有償ボランティアである身体障がい者相談員、知的障がい者相談員との連携により、利用者ニーズの収集を図り、より一層、関係機関との連携を進めます。	保健 福祉課
障がい者福祉関係者研修	社会福祉協議会との連携を図り、障がい者福祉関係者が参加できる研修の実施を検討していきます。 「成年後見制度・権利擁護に関する研修」「障害者虐待防止に関する研修」「障害者差別解消に関する研修」等	保健 福祉課
難病患者に対する相談体制	難病団体や医療機関、保健福祉機関の担当者が一同に参集し難病患者等の支援体制について協議する場である釧路圏域における難病対策地域協議会に出席し、相談体制の充実に努めます。	保健 福祉課
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	地域生活支援事業に位置づけられる相談支援事業として精神保健福祉士等の専門職による相談体制の確保や、身近な地域で福祉サービス等の利用援助を行い必要な福祉サービス等が利用できるように調整する計画相談支援など、ライフステージに応じた生活を支援するため、各相談事業者と連携を図ります。	保健 福祉課
総合的なマネジメント機能の確立	町をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント機能としての「厚岸町障害者自立支援協議会」の効果的な運用に努めます。	保健 福祉課
障害者虐待防止センターの推進	障がい者虐待に関する相談、通報の受理、障がい者虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。	保健 福祉課
重層的支援体制に基づく包括的相談支援の実施	対象者及び世帯における複合的な相談に対して、関係機関と協働した支援につなげるための窓口体制の整備を図ります。	保健 福祉課

2. 権利擁護の推進

障がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要のある人が、本人らしい生活を継続していくためには、相談支援体制の整備や成年後見制度等をはじめとする権利擁護支援策が必要です。

成年後見制度の認知度は、意識調査結果では5割5分となっています。一方で、知らないと答えている方が約4割弱となっています。

引き続き、成年後見制度実施機関（あんしんサポートあつけし）を中心に、日常生活自立支援事業や成年後見制度等のより一層の周知を図り、普及することで契約や金銭管理に関する支援を必要とする人が、制度を適切に利用できるよう努めます。

また、障がい者虐待の防止を推進するための「厚岸町障害者虐待防止センター」において、障がいのある人に対する養護者等の不適切な関わりなど虐待の早期発見や早期対応を図り、適切な支援を行えるよう、地域における関係機関等と連携・協力しながら支援できる体制づくりを継続していきます。

基本施策	施策内容	担当課
日常生活自立支援事業の利用の促進	社会福祉協議会との連携を図り、障がいのある人の判断能力の度合いにより、財産管理などの支援を行う「日常生活自立支援事業」の周知及び利用の促進を図ります。	保健福祉課
成年後見制度の周知	成年後見制度実施機関（あんしんサポートあつけし）を中心に関係機関との連携を図り、成年後見に関する制度の利用が必要な人をつなげる支援とともに、普及啓発活動の推進を継続していきます。	保健福祉課
法テラスの利用の周知	障がいのある人やその家族からの人権や法的手続きに関する相談について、日本司法支援センター「法テラス」などの利用の周知と紹介に努めます。	保健福祉課
障害者虐待防止センターの推進（再掲）	障がい者虐待に関する相談、通報の受理、障がい者虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。	保健福祉課

3. 在宅生活への支援

障がいのある人が、地域で安心して生活し続けられるような共生社会の構築には、その人のニーズを踏まえ、在宅生活を支援するサービスの提供体制を整備していかなくてはなりません。

意識調査結果では、今後のサービス利用については多くのサービスメニューについて高い利用希望が示されています。

障害福祉サービスの対象者に、難病等が加えられていますが、制度やサービスそのものを十分に知らない人たちも多くいると思われます。

そのため、情報アクセシビリティにも配慮し、届きやすい情報提供体制の充実に努めます。障害福祉サービス等の利用を希望する場合は、サービス調整や利用計画を作成し、障がいのある人やその家族に対して継続的な相談支援を行える計画相談支援事業者の支援があります。町は、その事業者指定において相談の質の確保及びその向上が図られるように事業内容を確認し、在宅生活への支援充実に図ります。

基本施策	施策内容	担当課
障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」や「重度訪問介護」、「短期入所」等の障害支援区分に応じたサービスの提供に努めます。	保健福祉課
障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	障害者総合支援法に基づき日中活動系サービスとして位置づけられている「自立訓練」や「就労移行支援」、「就労継続支援」及び「共同生活援助（グループホーム）」の提供に努めます。	保健福祉課
障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	障害者総合支援法に基づき町が実施主体となっている「地域生活支援事業」について障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します。 *「相談支援」や「意思疎通支援事業（手話通訳）」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「訪問入浴」「日中一時支援」、「地域活動支援センター」及びその他任意事業	保健福祉課
家族に対する支援の充実	家族からの相談についてはその都度、相談機関等につなげる対応を行い、在宅で障がいのある人と共に暮らす両親や兄弟姉妹、配偶者などの家族に対する支援の充実に努めます。	保健福祉課
在宅の難病患者等に対する支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供とともに、利用者ニーズの把握に努めます。	保健福祉課

4. 日中活動への支援

障がいのある人が地域の中で、ニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるように、地域生活を支える基盤の充実が求められます。

現在、障がいのある人の状態やニーズに応じた適切な支援が効果的に行われるよう「生活介護」、「療養介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センターの利用」、「日中一時支援事業」の7つの日中活動支援があります。

特に障害者支援施設等の居住支援を利用している場合は、生活の場と日中活動の場を分離し、施設等から通所サービスを組み合わせた利用をすることによって地域と交わることにより社会参加にもつながります。

また、こうした社会施設の日中活動の場の確保だけでなく、ひきこもりなどの課題に対応できるよう地域や関係機関等と連携し、新たな日中活動の場づくりの必要性について情報を共有していくことが必要と考えられます。

基本施策	施策内容	担当課
障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	障害者総合支援法に基づく日中活動の場を確保するため、サービス提供者との連携を強化し、提供するサービスの種類の確保や新たな事業者の確保に努めます。	保健福祉課
新たな日中活動の場づくり	厚岸町地域活動支援センターの目的は、その利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことです。また、従来 of 制度・分野の枠の中に当てはまりにくい困り事を抱えた方についても対象とした日中活動の場として、地域の福祉ニーズの掘り起こしなど、柔軟に対応していきます。	保健福祉課
障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする地域生活支援事業に位置づけられる日中一時支援事業について周知をしていきます。	保健福祉課

5. 居住の場への支援

在宅での生活については、意識調査において、「浴室・トイレ等家の設備が使いにくい」「階段や段差に苦勞している」、との回答が依然としてあげられています。

一方で、自宅での生活が困難な人にとっては、地域での自立生活を支援するための住まいの場の提供が不可欠です。重度障がいのある人も利用できるグループホームなどについては、整備の促進が求められています。

また、知的障がい者や精神障がい者にとっては、賃貸住宅などの生活の場を確保できるよう、入居受け入れについて住宅所有者や不動産関係団体などの理解が必要です。

在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重症化、介護者の高齢化等を踏まえ創設された日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）による居住サービスの充実や障害者の緊急一時的な宿泊を提供する短期入所、住宅改修に係る利用支援など、障がいのある人が希望する地域で暮らすことができる居住の場の支援に努めます。

基本施策	施策内容	担当課
障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の確保	障害者総合支援法に基づく施設入所支援やグループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの充実を推進します。	保健福祉課
一般住宅の確保の支援	公営住宅への入居など、町の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅確保と周知に努めます。	保健福祉課
障害者総合支援法に基づく住宅改修の支援	地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、制度活用を促進するなど、今後も、サービスの周知に努めます。	保健福祉課
入居受け入れやバリアフリー化の普及促進	障がいのある人が賃貸住宅など生活の場を円滑に確保できるよう、入居受け入れやバリアフリー化の必要性について、より一層の理解促進に努めます。事業者バリアフリー助成事業の周知チラシを定期的に配布し、町内のバリアフリー化を促していきます。	保健福祉課

6. 生活安定施策の推進

障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。

障害者手帳交付時に、公共交通機関等の割引制度や、税や医療費等の減免制度、日常生活用具等の福祉用具給付制度、各種年金や手当制度の活用に関する情報提供など相談対応に努めます。また、生活資金の貸付制度や、冬季間の暖房にかかる燃料費である福祉灯油の助成制度などの経済的支援にかかる制度の活用にも努めます。

今後も、情報アクセシビリティに配慮しながら、経済的支援、相談支援の充実・普及を図ります。

基本施策	施策内容	担当課
各種手当、助成制度の周知と各種手帳交付申請の促進	「障がい者（児）福祉のしおり」を作成して各種手当、助成制度についての周知を図り、各種手帳交付申請を促します。	保健福祉課
障害年金制度の周知	障害者手帳の交付の際に、年金機構のチラシや福祉のしおりなどを使って制度の周知・広報に努めていきます。 また、障害福祉サービス等における利用者負担金を調査する際に、障害年金制度の利用確認や相談支援に努め、具体的な手続に係る個別相談においては関係機関と連携します。	保健福祉課 町民課

第2節 保健・医療の充実

1. 乳幼児期の適切な保健・療育の支援

障がいのある子どもについては、できる限り早期の段階、特に発達期にある乳幼児に適切な治療や指導訓練を行うことが、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

本町では、障がいの早期発見や予防のために、妊産婦や新生児・未熟児に対する相談事業や1か月児、1歳6か月児、3歳児に対し健康診査を実施しています。健康診査の結果、発達や発育に支援を必要とする乳幼児や保護者には、専門機関への早期受診等を促進し、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期療育を推進します。また、必要に応じて保健師が家庭訪問を行い、妊娠や子育てに対する悩みや不安について、個別指導等を行っています。

今後とも、相談事業や健康診査等の保健事業について、周知活動を進めるとともに、発達障がいなどに関するパンフレットの配布により、正しい知識の普及啓発を図っていきます。

また、健康診査等の充実を図り、医療・福祉・教育・子ども子育て支援施策との連携を密にし、障がいの早期発見に繋げ、適切な療育体制の整備を推進します。

基本施策	施策内容	担当課
乳幼児健康診査の充実	発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査の一層の充実に努めます。 また、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問指導を行い、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対しては、療育等への円滑な支援を図ります。	保健 福祉課
障がい児の発達を促す療育の確保と推進体制の整備	児童相談所や保健所、医療機関、学校など、地域の療育関係機関の機能分担の明確化と連携の強化に努め、障がい児の発達を促す多様な療育の確保と推進体制の整備を促進します。	保健 福祉課
乳幼児期から学齢期への円滑な移行	年中・年長児の「気になる子チェック」や、幼児健診実施前の保育所等と対象児の情報交換を実施しながら、療育関係機関と幼稚園、保育所、学校との連携を密にし、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。	保健 福祉課

基本施策	施策内容	担当課
ハイリスクの妊産婦の早期支援	母子健康手帳交付時の「妊婦相談」や、必要な妊産婦には「訪問指導」、「産後ケア事業」の活用や「養育支援訪問事業」等により、ハイリスクの妊産婦の把握と支援に努めます。	保健 福祉課
医療機関、保健所と連携した子育て支援	新生児訪問による低出生体重児や要医療の出生児の早期把握に努め、医療機関、保健所と連携して子育てを支援します。 〔低出生体重児保健指導・乳児全戸訪問〕	保健 福祉課
母と子の食習慣・栄養指導の充実	妊娠中、乳幼児の発育時（1か月・4か月・7か月・1歳6か月・3歳等）に応じた食習慣・栄養指導を計画的に実施します。 〔妊産婦相談：随時 あかちゃん相談・すくすく広場：随時 プレママひろば：年3回〕	保健 福祉課
育児に関する個別指導の充実	母子の健康管理の充実に向けた、保健や育児に関する個別指導の充実を図ります。 〔乳児全戸訪問：随時〕	保健 福祉課
障がい児と保護者に対する歯の健康づくり	障がい児と保護者に対する歯の健康づくりを推進するため、北海道障がい者歯科医療協力医名簿をもとに医療機関の周知に努めます。また、医療的ケア児*への訪問による歯科検診実施調整、北海道主催の歯科検診事業の機会の活用を図ります。	保健 福祉課
児童発達支援センターの充実	障がい児の早期発見、早期療育体制を確立するため、障がい児療育の拠点である児童発達支援センターや保健師との連携に努めます。	保健 福祉課

* 医療的ケア児：NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

2. 心と体の健康づくりの推進

障がいのある人もない人も、健康に生活を送るためには、障がいの発生の予防や障がいの早期発見・早期対応が重要です。各種健康診査や健康相談を通じて、一人ひとりの健康への関心を高め、健康づくりを進めていきます。

近年の高齢化を踏まえ、様々な疾病等への対応や障がいの重度化を予防するための機能訓練などの充実が必要であり、障がいのある人の現状やニーズにあった保健・医療サービスの適切な提供に努めるとともに、心のバリアフリーにおいても、その考え方についての知識の普及や、研修などの機会の提供により職員の資質の向上に努め、障がいのある人やその家族支援をしていきます。

基本施策	施策内容	担当課
「こころの健康相談」の実施	こころの健康の保持・増進を図るため、精神科医師等に相談できる保健所の精神保健福祉相談「こころの健康相談」について、連携し実施します。	保健福祉課
こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発	地域住民がこころの健康に関心を持ち、精神的健康の保持・増進ができるよう、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発に努めるとともに、引き続き、「ゲートキーパー*養成講座」を実施します。	保健福祉課
健康教育の推進	生活習慣による疾病を起因とする障がいを予防するため、生活習慣病予防についての正しい知識と健康意識の向上に向けた新たな地区や団体への積極的な実施勧奨を行い、健康教育の推進に努めます。	保健福祉課
障がいの発生の予防と早期発見	特定健康診査や特定保健指導、家庭訪問、健康相談等、集団・個別に各種の保健事業により、疾病予防や障がいの早期発見に努め、障がいの発生の予防に努めます。	保健福祉課
生活習慣病の予防や健康づくりの推進	生涯を通じた健康づくりのために、「みんなすこやか厚岸21(第3期)」に基づき、栄養や食生活、運動、休養などの生活習慣病の予防や健康づくりについて推進します。	保健福祉課
健康診査結果に応じた支援体制の強化	成人・高齢者の各世代に応じた相談、健診などの充実と、健診結果に応じた支援体制の強化を保健・医療・福祉の有機的な連携により推進します。 また、要精密検査者に対しては、家庭訪問等による個別受診勧奨を行うなど、健康診査の結果に応じた適切な対応を図ります。	保健福祉課
職員の資質の向上	障がいの特性に合わせた適切な対応ができるよう、研修などで職員の資質の向上を図ります。	保健福祉課
乳幼児期から高齢期までの一貫した歯科保健対策	乳幼児に対する無料フッ素塗布券の交付、幼児歯科健診及び歯科保健指導、歯科医師による集団健康教育等の実施などの歯科保健対策を継続します。	保健福祉課
保健・医療関係職種の確保	医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士など保健・医療に従事する広範な専門職種の確保に努めます。また、看護師については、奨学金貸与制度による確保対策を継続していきます。	保健福祉課 町立厚岸病院
思春期事業の充実	思春期の子どもの心と身体の両面の健康を支援できるよう、学校や関係機関と協力して健康教育を実施し、子どもの健康問題全般を内容とした総合的な教育内容の充実を図ります。 また、実施校の拡大について検討します。	保健福祉課 教委・指導室

* ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

3. 適切な医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人にとって、医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り、日常生活の自立を促進するうえで不可欠であり、医療機関とのケース会議開催や、医療相談室等を活用した情報連携の強化をしていきます。

また、医療的ケアなどを必要とする障がいのある人については、医療機関と連携しながら在宅での生活支援の取り組みに努めます。

基本施策	施策内容	担当課
厚岸町保健福祉総合センターの機能充実	健康づくりの拠点として、厚岸町保健福祉総合センターの機能充実とともに、保健・医療・福祉の一体的推進を図ります。	保健福祉課
医療機関などとの連携体制の充実	保健所を中心にして医療機関等と連携して必要な相談や助言ができる体制の充実に努めます。	保健福祉課
地域ケア体制の整備推進	医療機関でのリハビリテーション、保健事業や障がい者関係団体主催の機能回復訓練や生活リハビリ等、相互に効果的な体制が構築できるよう地域ケアの体制整備を検討します。	保健福祉課 町立厚岸病院
各種医療費助成事業についての周知	障がいのある人が安心して適切な医療サービスを受けられるよう、各種医療費助成事業について広報や障がい者（児）福祉しおり等での周知を図ります。	保健福祉課 町民課
医療給付制度の周知、利用の促進	身体障がいを除去、軽減するために必要な自立支援医療などの医療給付制度について広報や障がい者（児）福祉のしおり等により周知し、利用の促進を図ります。	保健福祉課

第2章 自立と社会参加の促進

第1節 教育・育成の充実

1. 就学前保育・療育・教育の充実

障がいのある子どもが自分の能力や個性を活かすことができるように、発達の段階や個々の障がい特性に応じて、保育・療育・教育等が連携して環境調整を行い、障がいのあることが大きな不安や負担とならないように、健全に育つ権利を保障することが必要です。

障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、その気づきの段階から、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い支援を提供する体制の構築を図る必要があります。さらに、医療的なケアが必要な子ども（酸素吸入器など医療器具を装着している子ども）については、地域の幼稚園、保育所等でも受け入れができるように、医療的ケア児コーディネーター*の人材育成や、受け入れ体制の整備に向けた検討を進める必要があります。

* 医療的ケア児コーディネーター:医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う人のこと。

基本施策	施策内容	担当課
保育所での障がい児の受け入れ促進	乳幼児の障がいの状況や家庭の事情及び地域性などに応じた適切な進路の選択が可能となるように情報提供し、今後も保育所での障がい児の受け入れを進めます。また、保育士の研修等への参加を促していきます。	保健福祉課
保育環境の整備	充実した障がい児保育活動を進めるために、保育環境の整備推進に努めます。	保健福祉課
療育に関する相談や指導の充実	在宅で障がい児を養育している家庭を支援するため、臨床心理士等の専門支援機関や児童発達支援センター、児童相談所との連携を図りながら、療育に関する相談や指導などに努めます。	保健福祉課
障がい児の療育や相談・指導等の支援	乳幼児健康診査等母子保健サービスや子育て支援等での早期相談、家族への需要や気づきに配慮した包括的な子ども発達支援体制の整備や、市町村において実施が困難な専門的支援については、圏域内の関係機関や発達障害者支援センターなどの広域的な機関と連携することで支援体制の充実を図ります。	保健福祉課

2. 就学後の支援体制の充実

障がいのある人が将来社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は、大変重要なものとなります。

教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、就学後において計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等について教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を継続します。

また、障がいのある子どもとない子どもとの交流活動をとおして、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、ニーズに応じた支援体制の構築と地域共生社会が進展するための施策の推進に努めます。

基本施策	施策内容	担当課
適正な就学指導の充実	教育・保健・福祉の連携を密にし、三者合同での協議機関（教育支援委員会）において、関係機関と連携を図りながら、児童生徒及び保護者の意向及び障がいの状況を踏まえた就学指導の充実を図り、本人及び保護者の意向、障がいの状況を踏まえた適正な就学指導に努めます。 〔厚岸町教育支援委員会 厚岸町・浜中町合同教育支援委員会〕	教委・管理課 指導室
教職員の指導力の向上	特別支援教育担当教諭を対象とした研修を開催するとともに、北海道教育委員会による特別支援教育コーディネーター*を対象とした研修の受講勧奨を図るなど、指導力向上に努め、障がいのある児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばし、活かしていくことができる支援体制の充実に努めます。	教委・管理課 指導室
教育相談の推進、教育環境の整備	発達の遅れや障がいのある幼児の教育に関し悩みを抱える保護者に対して、関係機関と連携し教育相談を推進するとともに、児童・生徒の障がいの状況に応じた対応するための備品の整備など教育環境の整備充実に努めます。	教委・管理課 指導室

* 特別支援教育コーディネーター:小・中学校、盲・聾・養護学校等、学校内での関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、内委員会の運営や推進役といった役割を担う人のこと。

基本施策	施策内容	担当課
交流などの教育活動の充実	特別支援学級児童の合同学習会の実施や、通常学級との日常的な交流学習を継続実施することにより、児童生徒間の相互理解をさらに深め、学校教育を通しノーマライゼーションの理念の定着に努めます。	教委・管理課 指導室
特別支援教育に対する理解の促進	参観日や公開研究会などを通して、特別支援教育に対する理解促進を図るとともに、学校だよりなどの広報媒体を活用して、地域に開かれた教育活動を促進していきます。	教委・管理課 指導室
学校施設でのバリアフリー化	障がいのある児童・生徒が安全で安心な学校生活を過ごせるよう、実態にあった施設設備の整備を進めていきます。	教委・管理課
医療機関等との密接な機能連携	障がいの重度・重複化、多様化に対応し、児童・生徒の障がいの程度に応じ、関係医療機関と連携を図り、教育支援委員会において適切な判断を行うよう努めます。 なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒については、看護師を配置し、校内で医療的ケアを行うことにより、当該児童・生徒の教育を受ける機会の確保及び自立を促進します。 [厚岸町立学校医療的ケア支援事業]	教委・管理課 指導室
特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への適切な支援	障がいの特性や個のニーズに応じた教育機会を提供するとともに、通級指導等を通じて、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して適切な指導に努めます。	教委・管理課 指導室

第2節 雇用・就労支援

1. 雇用の促進

障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するためには、自身が役割意識や生きがいを持って生活できる状況をつくるのが極めて重要なことだといえます。意識調査の結果では、現在一般就労している人は限られていますが、一般就労への移行希望も約3割弱みられます。障がいの状況によっては一般就労が厳しい人もいることもあり、福祉的就労など多様な働き方ができる環境の充実に継続していくことが必要です。

また、就労した後の定着支援も重要で、障がいのある人が長期にわたって仕事を継続できるようなサポートを行う必要があります。安心・安全に働ける環境整備に努めるとともに、中小・零細企業への優遇措置や障がい者雇用企業に対する表彰制度、国の障害者トライアル雇用*奨励金の支援制度、無料職業紹介制度などについて、事業主への周知を行い、障がいのある人の雇用促進につながるよう支援に努めます。

* 障害者トライアル雇用:障がいのある人を原則3か月間(精神障害者は最大12か月間)試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとすることで継続雇用のミスマッチを 방지、早期就職の実現・雇用機会の創出を目的とした制度。

基本施策	施策内容	担当課
障がい者雇用に関する広報啓発活動の促進	障がい者雇用を促進し、職場定着を図るためには、障がいのある人の就労に対する理解と協力が求められるため、障がい者雇用に関する情報提供や広報啓発活動に努めます。	観光 商工課
障がい者雇用の働きかけ	企業・団体などと連携し、障がい者雇用の働きかけについて進めていきます。	観光 商工課
町職員の障がい者雇用促進	町職員の障がい者新規任用にあたっては、法の趣旨に鑑み積極的な任用に努めます。	総務課
再就職の支援	各種職業能力開発施設で実施されている職業訓練制度や施設内容などについてのさらなる周知を図り、再就職を支援します。	保健 福祉課
地域活動支援センターの利用の拡大	一般就労や就労移行支援、就労継続支援事業等の利用ができない障がいのある人においても、福祉就労の場が提供できるよう、地域活動支援センターの活動の充実に努めます。	保健 福祉課

2. 起業への支援

障がいのある人が自ら事業を営む際には、技術の習得や資金など様々な問題があります。

起業を目指す障がいのある人のために、技術習得や必要な資金の貸付制度などの周知に努め、支援を促進する必要があります。

基本施策	施策内容	担当課
起業への支援	障がいのある人が自ら事業を営むときの技術習得、開業などに必要な資金の準備や、事業の安定した継続を支援する生活福祉資金貸付制度について、広報等での周知を継続します。 また、北海道職業能力開発校における職業訓練を支援する取り組みについても周知していきます。	保健福祉課

第3節 社会参加の促進

1. 社会参加の促進

障がいのある人が地域社会の一員として、様々な活動に積極的に参加し、生活の向上や自己実現を図る機会の充実は、地域でのつながりをつくるうえでも重要です。

障がいのある人の社会参加を実現していくためには、公共施設などにおける物理的な障がい（バリア）を解消していくと同時に、自身が様々な社会活動に参加しようとする意欲を持つことが重要です。

本町で毎年開催している障がい者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」については、今後も、障がいのある人自身が企画や運営に携わり、作品の制作や自らの活動を発表するなど、町民はもとより他市町村からの来場者との交流の場として継続し、社会参加を支援するための事業や情報提供を継続します。

基本施策	施策内容	担当課
障がいのある人の社会参加促進のための各種事業の実施	障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者関係団体などと協力しながら、障がいのある人にも運営に参加していただき、各種事業を実施します。 〔 厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル 〕 〔 「こう福祉21」実行委員会参画 〕	保健福祉課
障がいのある人の参加につながる情報の周知	地域で行われる様々な行事や住民活動について、障がいのある人が参加しやすいよう、広報等での周知に努めます。また、当事者団体に対して、参加を呼びかけるような取り組みについて検討します。	保健福祉課
障がいのある人の社会参加促進のための情報提供体制の充実	視覚障がい者等に広報あつけしや議会だよりをCD化した「声の広報」等の障がいに配慮した情報提供に努めます。 点字で情報を取得することができる視覚障がい者に対しては、町からの郵送物に点字を加えるなどの取り組みを推進します（点字テプラ機器の活用等）。	保健福祉課

2. 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進

障がいのある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実し、生きがいや趣味活動を通じて自分を理解してくれる仲間づくりが重要であるため支援の継続に努めます。

このため、文化・スポーツ・レクリエーションの機会を通じ、文化芸術活動の振興とともに、ノーマライゼーション理念の普及を図ります。

基本施策	施策内容	担当課
障がい者スポーツの普及と参加機会の拡充	障がいのある人が気軽に参加できるスポーツの振興や誰もが気軽に楽しめるスポーツ等の普及を支援し、スポーツを通じたボランティアとの交流を促進します。	教委・生涯学習課
レクリエーション活動の支援	障がいのある人のレクリエーション活動を支援するために、誰もが参加できる機会の充実と指導体制の整備に努めます。	保健福祉課 教委・生涯学習課
芸術・文化活動への支援、協力	障がいのある人の発表や生産品販売等により、生きがいの充実等を図るとともに、障がいのある人に対する理解を深めるため、障がいのある人とない人々が協力して行う、芸術・文化活動等への支援、協力を努めます。 また、厚岸町町民文化祭作品展への参加等についても支援・協力を努めます。 〔厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」〕 〔厚岸町町民文化祭作品展〕	保健福祉課 教委・生涯学習課

3. 生涯学習機会の充実

生活の質を向上させるうえで、生涯学習活動は重要な役割を果たします。障がいの有無にかかわらず、すべての人が、より良く生きるために、それぞれが必要とする学習を生涯にわたって継続していくことのできる地域であることが必要です。子どもから大人まで、障がいの有無にかかわらず、一緒に生涯学習活動を行う場を設けることで、障がいに対して理解を深めることができるような機会の充実に努めます。

これからも、住み慣れた町で豊かな生活を送れるよう「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習活動に参加できるよう、新たなツールの活用も取り入れながら、障がいのある人の学びへの積極的な支援をしていきます。

基本施策	施策内容	担当課
学習機会の充実	多様な講座や事業を実施するよう努めるとともに、障がいのある人が参加しやすいように、障がいにあったサポートができるよう、必要に応じ関係機関と連携をとりながら学習の充実に努めます。	教委・生涯学習課
障がいの状態に合わせた学習情報の提供と相談体制の充実	本の森情報館では、読書バリアフリーに関する各種取り組みとして、それぞれの障がいの状態に合わせた情報提供の充実に努めるため、令和5年より電子図書館アプリを導入しており、インターネット環境を活用した電子書籍による図書の貸し出しなど、多様な学びの環境整備と、その活用の普及に務めます。	保健福祉課 情報館
多様な媒体を活用した図書の推進	文芸作品や広報あつけしなど音声による聴覚資料（CD・カセットテープ）の所蔵の整備と、タブレットやスマートフォンなどの電子機器による書籍、点字図書など、利用者の要望やスタイルに寄り添った媒体を整備し、活用の拡大を図ります。 視覚障がい者用音声読み上げナビゲーターソフト「PC-Talker」によるパソコン操作について、定期的な職員研修と活用の周知にも努めます。	教委・生涯学習課 情報館

第3章 バリアフリー社会の実現

第1節 理解を深めるための啓発・広報の推進

1. 啓発・広報活動の推進

本計画の障がい者ビジョンである、障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーション社会の実現をするためには、お互いを尊重し、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。また、障がいのある人の理解促進と権利擁護のため、個々の状況に応じた合理的な配慮が進むように、住民や町内事業者への周知と啓発を継続します。

また、行政だけでなく、関係団体と連携して、町民や事業者への理解の促進や活動への参加など、それぞれの役割や責任を自覚し、主体的に取り組むことが重要です。

このため、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及・啓発を図るとともに、障がいのある人に関する住民理解を一層促進するため、幅広い住民の参加による交流活動や啓発活動を継続していきます。

基本施策	施策内容	担当課
障がい者福祉への理解と啓発	各種広報誌を活用し、障がい者福祉への理解と啓発に努めます。	保健福祉課
障害者週間事業を中心とした啓発事業の展開	障がいのある人に対する理解と認識を深め、「ノーマライゼーション」理念の一層の定着を図るために、「障害者週間」事業を中心に啓発事業を展開します。また、障がいのある人に対する差別や偏見、虐待のない社会をつくるために、関係団体と連携して町民や事業者の理解を進めます。 〔厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」〕	保健福祉課
障がいに対する偏見を取り除き、共に生活できる環境づくり	障がいのある人に対して、保健・医療・福祉などの各関係機関との連携のもとで、障がいに対する偏見を取り除き、地域において共に生活できる環境づくりを進めます。	保健福祉課
交流行事や啓発関係行事への情報提供や支援	地域や障がい関係団体などによる障がいのある人との交流行事や啓発関係行事に対して、情報提供や支援を行い、啓発活動の推進を図ります。	保健福祉課

2. 心のバリアフリーの促進

ノーマライゼーションの理念は一般の方に徐々に根付いてきているものの、いまだ理解が不十分な方もおり、更なる浸透、定着が必要です。住み慣れた地域で障がいのある人が暮らしていくには、町民一人ひとりが、障がいのある人やノーマライゼーション理念を正しく理解ができるよう、様々な機会と啓発手段を利用し「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

本町では、障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」等イベントを通じ、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発に努めています。

また、このイベントでは、対話により活動を伝えあうポスターセッションや学生ボランティアの協力の役割があり、知識としての啓発だけではなく、障がいのある人と実際に接したり、交流したりすることで相互理解を深めることにより、「心のバリアフリー」が広まるよう努めていきます。

基本施策	施策内容	担当課
心のバリアフリーの推進	障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の町民が心のバリアフリーについて、体験を通じて情報を得られる機会の拡大に努めます。 〔厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」〕	保健福祉課
交流体験を通じた福祉教育の充実	障がいのある人との、交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校などでの交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図ります。	保健福祉課
学校教育における人権（福祉）教育の推進	特別の教科や道徳の授業を核とした全教育活動を通して、人権（福祉）教育の促進に努めます。「人権教室」、「人権の花運動」などの取り組みを通じて、さらなる人権意識の高揚に努めます。	教委・管理課 指導室 保健福祉課
障がいのある人の人権尊重の立場にたった町民意識の向上	障がいのある人の自己決定の尊重や、障がいのある人に対する差別や偏見、虐待のない社会をつくるために、正しい理解の普及など、人権尊重の立場にたった町民意識の向上に努めます。	保健福祉課

3. ボランティア活動の促進

障がいのある人やその家族介護者の生活支援に対するニーズは、制度に基づく公的なサービス利用以外にも幅広い領域にわたり、これらに対しきめ細かな支援を行うためには、福祉関係団体やボランティア団体などとの「協働」が不可欠です。困ったときに地域の中で助け合う、といった「つながり・支え合い」を促進するために、社会福祉協議会が中心となり、障がいの有無に関わらず、従来の制度・分野の枠にとられない形で、地域のつながりや支え合いの場となる居場所づくり等を、ボランティア活動の機会として進めています。

今後も、社会福祉協議会を中心として、地域で活動する人材の発掘や養成等、関係機関が連携し、身近な地域において、ふれあいや支え合い活動へのボランティア参加を進めていくよう努めます。

基本施策	施策内容	担当課
ピアカウンセラーの育成	障がいのある人がカウンセラーとして自らの体験に基づいて、障がいのある人の相談に応じ問題解決を図る、ピアカウンセラーの育成については、北海道が実施する精神障がい者地域移行支援事業において、育成研修や活動機会を設けており、町はその機会を積極的に周知していきます。	保健福祉課
関係団体や各種関係機関などとの円滑な連携体制の構築	障がいのある人が事業や行事の運営スタッフやボランティアとして参加するなど、障がい者関係団体や各種関係機関などとの円滑な連携体制の構築について促進します。	保健福祉課
地域で生活を支えるボランティア活動の促進	障がいがあっても地域で自立した生活を送れるように、地域で生活を支えるボランティア活動の促進を図ります。地域で孤立させない居場所としての「コミュニティカフェ」、子育てを支える「ファミリーサポート事業」などのボランティアの活動を、社会福祉協議会と連携し促進します。	保健福祉課
ボランティアコーディネイトの促進	社会福祉協議会に設置してあるボランティアセンターの活用を継続して進め、地域でボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする障がいのある人やその家族との円滑なコーディネイトを促進します。	保健福祉課
ボランティアの発掘、育成や地域リーダーの養成	町民によるボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の啓発や、幅広い年代の人々が気軽に参加できる機会の拡大に努めるとともに、ボランティアの発掘、育成や地域リーダーの養成を図ります。	保健福祉課

4. 交流機会の拡大

障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいのある人が地域の中で周囲との豊かな人間関係を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域共生社会を実現するためには、日常的な出会いの場での交流が重要となっています。

地域のお祭りだけでなく、町民の交流の場となる各種行事への障がいのある人の参加促進となるよう、自治会等と連携し環境整備を続けるとともに、障がい者（児）ふれあいフェスティバル等の障がいのある人が主体的に参加する行事についても、町民の誰もが参加してもらえるよう、積極的な周知を継続していきます。

基本施策	施策内容	担当課
障がいのある人に対する町民の理解促進	交流機会の拡大のため、自治会等を通じ町民に、障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」などの福祉行事への参加の促進を図り、障がいのある人に対する理解促進に努めます。	保健福祉課
地域と障害福祉事業所との交流の促進	地域に開かれた障害福祉事業所を目指し、町民と障害福祉事業所の利用者との相互理解を深めていくため、ボランティアなどの受け入れや、地域で行われる各種行事やボランティア活動に参加するなどにより、地域との交流の促進を図ります。	保健福祉課
厚岸町多機能共生型地域交流センターの機能充実	高齢者、障がい者、子育て家庭の保護者等が互いの活動を理解し交流を深めることで福祉の増進が図られるよう、多機能共生型地域交流センター「コアぽんときらく」の機能充実に努めます。	保健福祉課

5. 障害者自立支援協議会による啓発活動の促進

「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくり」を理念とし、市町村が行う相談支援事業をはじめとする、システムづくりに関し、中核的役割を果たす障害者自立支援協議会は、ノーマライゼーション社会を実現するために大きな役割をもっています。

今後、障害者自立支援協議会を通じ、障がいのある人への理解の促進を図ります。

基本施策	施策内容	担当課
障害者自立支援協議会や個別ケア会議の実施	個別事例の協議や医療的ケア児の協議の場としての活用も加え、地域の実態把握や課題の共有を図ります。	保健福祉課

第2節 生活環境の整備充実

1. 住まい・まちづくりの推進

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々な障壁（バリア）を解消し、安全な生活に支障のない環境を整備することが大切です。

また、意識調査では地域で生活するために必要な支援で、「障がいのある人に適した住居の確保」が最も多くなっています。

町では、ユニバーサルデザインを意識した公営住宅や保育所の整備充実を進め、障がいの有無にかかわらず、高齢者、子育て世帯などにも配慮した多様な住環境の整備に努めます。

今後も、ユニバーサルデザインの考え方のもと、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすいように配慮された環境の整備に努めます。

基本施策	施策内容	担当課
障がいのある人の住みやすい公営住宅の整備	障がいのある人の在宅志向の高まりや高齢化・子育て支援を考慮し、新たに建設される公営住宅については立地上の利便性や地域住民との交流に配慮し、ユニバーサルデザインを導入し、関係団体などからの意見を取り入れるなどして、住みやすい公営住宅の整備を促進します。	建設課
各事業の効果的な運用と利用の促進のための広報活動の充実	日常生活用具給付事業（住宅改修）及び生活福祉資金（住宅整備資金）貸付事業などの運用と利用の促進を図るための広報活動の充実に努めます。	保健福祉課
公園の整備と多目的トイレの設置や段差の解消	町内の公園などは、町民の健康づくりや憩い、交流の場として重要であるので、障がいのある人をはじめ、すべての町民が安全かつ快適に利用できるように、多目的トイレ（障がい者用トイレ）の設置や入口の段差解消などに努めます。	建設課
入居受け入れやバリアフリー化の必要性の理解の促進	障がいのある人が賃貸住宅など生活の場を円滑に確保できるよう、入居受け入れやバリアフリー化の必要性についての理解の促進に努めます。	保健福祉課

基本施策	施策内容	担当課
除雪サービスの充実	冬季間においても安心して快適に生活ができるよう、地域と連携した除雪サービスの充実を継続します。	保健 福祉課
障がいのある人の利用に配慮した公共施設の整備推進	障がいのある人や障がい者関係団体の意見を踏まえながら、スロープや多目的トイレ（障がい者用トイレ）などを設置し、障がいのある人の利用にも配慮した公共施設の整備に努めます。	建設課
すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの施設づくり	障がいのある人をはじめ、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの施設づくりをめざし、ユニバーサルデザインの発想を取り入れ、誰もが利用しやすい施設づくりに努めます。	建設課
補助犬を同伴して施設を円滑に利用できるようにするための情報提供、理解の促進	障がいのある人が、盲導犬などの身体障がい者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、補助犬シールの配布や情報提供を行い、理解の促進に努めます。	保健 福祉課
障害者総合支援法に基づく住宅改修の支援(再掲)	地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担の軽減を行います。また、サービスについての周知に努めます。	保健 福祉課
歩行空間等のバリアフリー化の推進	定期的に道路パトロールを実施し、視覚障がい者や車いすを使用している人の移動が阻害されないよう道路管理に努めます。また、歩道段差の解消などの歩道の整備に努めます。	建設課
事業者に対してのバリアフリーへの支援の周知	厚岸町の事業者に対し、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備の助成制度についての周知を継続します。	保健 福祉課

2. 外出手段の確保

意識調査での外出時に困ることについては、「移動手段がない」が多い傾向となっています。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の移動手段を確保するために、外出支援サービスやデマンドバス*などのサービスを継続します。また、障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「北海道福祉のまちづくり条例」の周知を図り、整備・改善に努めます。

* デマンドバス: 予約に応じて運行する乗り合い型のバスのこと。

基本施策	施策内容	担当課
外出支援サービスやデマンドバスなどの継続	一般車両による移動が困難な高齢者等及び身体障がいのある人を対象に、福祉車両による「外出支援サービス」を提供するとともに、遠隔な地区を対象に運行する「デマンドバス」により、医療機関・役場等の利用の利便を図ります。	保健 福祉課 町民課
障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく同行援護、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業、自動車改造費助成事業を継続します。	保健 福祉課
町有施設の使用料などの減免制度の拡充	町有施設の使用料等の減免制度について継続に努めます。	関係 各課
乗車、降車介助の利用	介護保険適用外の居宅介護を要する障がい者の通院などのための乗車又は降車の介助の利用の適正な運用に努め、障がい状況に応じた通院等乗降介助の支援を実施しています。	保健 福祉課

3. 防災・防犯対策の推進

障がいのある人の災害時の不安を解消するためには、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、避難先での安心を確保しておくことなど、地震や火災などの災害による被害を防ぐ対策を継続していくことが重要です。特に、災害時等において避難することや情報入手が難しいため、特に配慮を行う必要があります。

意識調査での災害時に不安に思うことでは、「安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）」、「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか・十分な食料や衣類を得られるか」、「避難後に生活できる場所が確保できるか」、「災害に関する情報を得られるか」という意見が多くありました。

今後も、避難行動要支援者*を災害から守るため、北海道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等に対する支援対策手引き」に基づいた防災対策を継続するとともに、地域の関係団体や組織、ボランティアなどとの横断的な連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制づくりの連携強化を進める必要があります。

また、障がいのある人や高齢者をはじめ、町民が悪質商法や還付金詐欺、海産物の電話勧誘トラブル、〇〇ペイで返金での詐欺等、特殊詐欺などの被害に

あわないように、地域の住民や警察署との連携による防犯ネットワークの確立や、障がいのある人に対する防犯知識の普及や防犯に関する相談、また、被害にあってしまった後の相談支援などの支援体制の充実に努め、安全で安心できるまちづくりを推進するため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯体制の整備を図ります。

* 避難行動要支援者:高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人の方などの中で、災害発生時や災害の発生のおそれがある時に、自ら円滑かつ迅速な避難の確保が困難な方、特に支援を要する方、または避難生活などが困難な方のこと。

基本施策	施策内容	担当課
緊急通報システムの整備、緊急通信体制の充実	モバイル型通報システムを整備し、24時間365日対応のコールセンター(安全センター)につながり、コールセンターを経由して消防につながり、災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための関係機関との連携強化を継続します。	保健福祉課
避難行動要支援者の避難支援体制の確立	避難行動要支援者把握のための登録制度運用に向けて要件等を精査し、個別避難計画の作成に向けた体制構築を早急に進め、安否確認や避難誘導等を円滑に実施する体制の課題を整理します。	危機対策室
地域住民による避難行動要支援者の救出・救護体制の充実	救出・救護体制については、各避難行動要支援者の避難支援実施者の選定方法等について検討します。避難支援実施者について、なり手が不足しており、選定に課題がありますが、普段からの地域住民同士のつながりの強化や地域の障がい者関係団体や各関係機関、ボランティア等との連携を強化し、災害時における地域住民による避難行動要支援者の救出・救護体制の構築を目指します。	危機対策室
避難行動要支援者の安全を確保するための生活支援の体制整備	厚岸町地域防災計画に基づき、障がいの状況に配慮した避難所の整備や生活支援体制の充実に努めます。	危機対策室 保健福祉課
避難先で必要な介護を受けられる体制の確保	災害時において、障がいのある人に配慮した避難所などの確保や障がい者関係団体や各関係機関、ボランティアなどと連携し、福祉避難所については、災害協定等を締結し、避難先で必要な介護や介助を受けられる体制整備に努めます。	危機対策室 保健福祉課

防犯体制の整備と防犯知識の普及	障がいのため判断能力の不十分な人が、犯罪にあわないよう、権利擁護事業の活用や防犯知識の普及や関係機関などとの連携による各種相談支援体制の整備を継続していきます。	保健 福祉課 町民課
-----------------	--	------------------

第3節 情報・コミュニケーションの支援

1. 情報バリアフリーの推進

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、障がいのある人による情報の取得・利用、障害の特性に配慮した意思疎通支援などに関する施策を総合的に推進することが求められています。

本町では、ボランティアの協力を得て、広報や議会だより、住民サービスにかかわる録音図書についてCDやカセットテープによる音声版を希望者に配布しています。

町民生活に密着したサービスやイベント、町政などに関する情報については、インターネットのホームページを通じて情報発信をしています。

意識調査では、障がいのことや福祉サービスの情報の入手先について多くの方が、「広報あつけし」を活用していると回答しています。多様な情報の提供に対する障がいのある人や、その家族からの要望は依然として強く、今後とも必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法について、情報バリアフリーにつながるよう、情報アクセシビリティの向上に配慮するように努めます。

基本施策	施策内容	担当課
情報発信方策の検討	ICT（情報通信技術）の活用により、スマートフォン等のインターネットを利用した、情報提供や意思疎通支援の充実やその活用について検討します。 手話や文字で電話をつなぐ「電話リレーサービス」、音声での会話が困難な方でも119番通報ができる「NET119緊急通報システム」、福祉サービス利用予約やお知らせ等が可能な多様な機能を合わせたデジタル障害者手帳アプリなどの活用支援を進めます。	保健 福祉課

基本施策	施策内容	担当課
各種機器の利用に関する研修会などの開催の検討	障がいのある人のITの利用を促進するため、各種機器の利用に関する研修会などの開催についての検討をします。また、相談や情報提供、障がいに対応したパソコン機器などの普及や利用支援に努め、障がい者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」などで展示するなど、情報のバリアフリー化の周知を図ります。	保健 福祉課 生涯学習 課(情報 館)
視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報提供などの充実の検討	視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報提供などの充実に向けて検討します。 言語としての手話の認識の普及等に関して、手話通訳士派遣事業を活用し、手話が身近に感じられるような学びの機会をつくります。	保健 福祉課
「声の広報だより」や「声の議会だより」の周知、利用促進	視覚障がい者に配慮した「声の広報だより」や「声の議会だより」などの周知を図り、利用促進に努めます。	保健 福祉課

2. 円滑なコミュニケーションの支援

聴覚や視覚に障がいのある人は、情報の収集・利用などに大きな支障があるため、地域で自立した生活を送るためには、コミュニケーション手段として手話や要約筆記等の筆談、点字、音声読上等多様な手法の確保が必要となります。

意思疎通支援事業は、地域生活支援事業の必須事業となっていますが、本町には派遣可能な手話通訳者がいないことから、社団法人北海道ろうあ連盟に委託し、必要なときに手話通訳者を派遣することができる体制を確保しています。

今後は、広報誌等により意思疎通支援事業についての周知を図るとともに、全国で始まった電話リレーサービスの案内や釧路東部消防組合が実施するNET119 緊急通報システムの案内など、多様な媒体を活用したコミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化に努めます。

基本施策	施策内容	担当課
多様な媒体を活用した図書などの充実の推進 (再掲)	文芸作品や広報あつけしなど音声による聴覚資料（CD・カセットテープ）の所蔵の整備と、タブレットやスマートフォンなどの電子機器による書籍、点字図書など、利用者の要望やスタイルに寄り添った媒体を整備し活用の拡大を図ります。 視覚障がい者用音声読み上げナビゲーターソフト「PC-Talker」によるパソコン操作について、定期的な職員研修と活用の周知にも務めます。	生涯学習課(情報館)
朗読ボランティアの養成	社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターとの連携を図り、朗読ボランティアの養成に努めます。 〔社会福祉協議会との連携〕	保健福祉課
障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業	地域生活支援事業に位置づけられる意思疎通支援事業として、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、障がいのある人とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ります。	保健福祉課
ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターの充実を図り、手話通訳ボランティアの養成に努めます。	保健福祉課
コミュニケーション支援のあり方について検討	周囲とのコミュニケーションをとることが困難な人に対する適切な対応方法など、コミュニケーション支援（手話、点字、要約筆記、コミュニケーションボード、個室等の環境調整など）について推進します。	保健福祉課

第4章 推進体制・連携の強化

1. 協働による計画推進

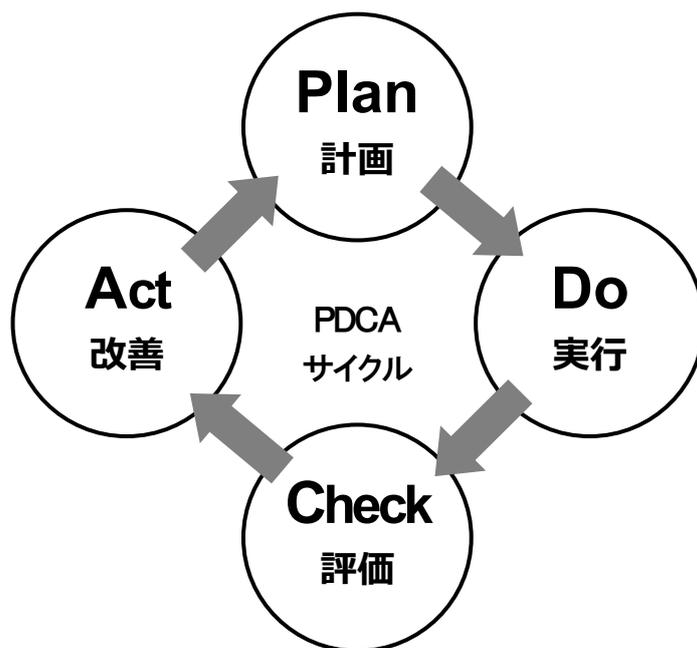
計画の推進のためには、行政や一般町民、各種団体それぞれが役割を担い、連携していくことが不可欠となります。また、障がい保健福祉圏域である釧路圏域や北海道との広域連携も図りながら進めていきます。

社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら、本計画について理解を広める努力を最大限に行い、また、「厚岸町障害者自立支援協議会」と連携を図り、計画の進捗状況の点検や評価を行い、すべての住民が地域福祉等に主体的に取り組むことができるような、障がいのある人にやさしい町を目指します。

2. PDCAサイクルによる計画の推進

「厚岸町障害者自立支援協議会」及び「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」において、P・D・C・A*の考え方にに基づき、計画の進捗状況を随時評価するとともに、必要な見直しを行い、厚岸町における障がい福祉施策の計画的推進並びに、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っていきます。

* P・D・C・Aとは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）を繰り返し行って事業を推進していく考え方です。



資料編

資料1 「厚岸町障がい者基本計画」策定経過

資料2 計画策定関係協議会・委員会関係資料（要綱・名簿）

1. 厚岸町障害者自立支援協議会

2. 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会

資料3 障がい者関連団体・施設等の現状

資料4 用語解説

資料5 障がい福祉施策のあゆみ

資料1.「厚岸町障がい者基本計画」策定経過

計画の策定の経過は次のとおりです。

年 月 日	概 要
令和5年11月	障害福祉事業所等とのヒアリング実施（書面）
令和5年12月25日	令和5年度第1回厚岸町障害者自立支援協議会（書面開催）
令和6年1月5日	令和5年度第2回厚岸町障害者自立支援協議会（書面開催）
令和6年1月～2月	厚岸町障がい者基本計画策定のための意識調査実施
令和6年9月30日	令和6年度第1回厚岸町障害者自立支援協議会及び厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会
令和6年11月27日	令和6年度第2回厚岸町障害者自立支援協議会及び厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会
令和7年1月15日	令和6年度第3回厚岸町障害者自立支援協議会及び厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（書面開催）
令和7年2月20日～ 令和7年3月12日	意見募集（パブリックコメント）実施
令和7年3月27日	厚岸町政策会議

資料2. 計画策定関係協議会・委員会関係資料(要綱・名簿)

1. 厚岸町障害者自立支援協議会

(1) 厚岸町障害者自立支援協議会設置要綱

平成 20 年 2 月 15 日

訓令 第 5 号

改正 平成 23 年 3 月 22 日訓令 第 7 号

平成 25 年 3 月 29 日訓令第 12 号

平成 26 年 9 月 30 日訓令第 43 号

令和 5 年 3 月 31 日訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条に規定する事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関し、必要な協議を行うため、法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚岸町障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項等)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 法第 88 条第 1 項に基づき厚岸町が定める市町村障害福祉計画の策定に当たって意見を述べること。
- (6) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に基づき厚岸町が定める市町村障害児福祉計画の策定に当たって意見を述べること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 213 条の 10 に基づく評価、要望及び助言を行うこと。
- (8) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は、構成員 16 名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療・福祉関係機関
- (4) 関係行政機関
- (5) 教育関係機関
- (6) 商工業・産業関係団体

(7) その他町長が必要と認めた関係者

2 協議会に、次の役員を置き、役員は構成員の互選により選出する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(協議会招集の特例)

第5条の2 会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(委員会)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、困難事例や権利擁護等の分野別に協議する委員会を設けることができる。

(費用弁償)

第7条 構成員が、第5条の会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）の規定によるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課障がい福祉係において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会において知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、平成20年2月15日から施行する。

2 この訓令の施行の後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成23年3月22日訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第12号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日訓令第 43 号）

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令第 25 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 26 日訓令第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日訓令第 22 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日訓令第 38 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行し、第 1 条の改正後の厚岸町民生委員推薦会規程の規定、第 2 条の改正後の厚岸町あみか福祉輸送運営協議会設置要綱の規定、第 3 条の改正後の厚岸町要保護児童対策協議会設置要綱の規定、第 4 条の改正後の厚岸町障害者自立支援協議会設置要綱の規定、第 5 条の改正後の厚岸町老人福祉施設指定管理者評価委員会設置要綱の規定、第 6 条の改正後の厚岸町予防接種健康被害調査委員会運営要綱の規定、第 7 条の改正後の厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会設置要綱の規定、第 8 条の改正後の厚岸浜中介護認定審査会運営要綱の規定、第 9 条の改正後の厚岸町地域密着型サービス運営委員会設置要綱の規定、第 10 条の改正後の厚岸町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定、第 12 条の改正後の厚岸町農業振興推進連絡協議会設置要綱の規定、第 13 条の改正後の厚岸町青年等就農計画認定会議設置要綱の規定、第 14 条の改正後の厚岸町消費者被害防止情報連絡会議設置要綱の規定、第 15 条の厚岸町住生活基本計画策定委員会設置要綱の規定及び第 16 条の改正後の厚岸町防災会議運営規程の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用し、第 11 条の改正後の厚岸町地域ケア推進会議設置要綱の規定は令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日訓令第 6 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 厚岸町障害者自立支援協議会委員名簿

敬称略

区 分	所 属 名	職名等	委員名
指定相談支援事業者	一般社団法人地域福祉未来創造社 らいふ	管理者	佐藤 貴裕
指定障害福祉サービス事業者	厚岸町社会福祉協議会	事務局長	松見 弘文
	特定非営利活動法人のんき村	管理者	小野寺 敏雄
	厚岸町子ども発達支援センター	所長	池谷内 寛子
	企業組合エーエスユー	施設管理者	三浦 仁
	一般社団法人地域福祉未来創造社	理事	中村 ますみ
保健・福祉・医療 関係機関	精神障がい者地域生活支援センター	センター長	佐々木 寛
	NPO 法人 縁	釧路圏域地域づくり コーディネーター	金子 一也
	町立厚岸病院	事務長	星川 雅美
	厚岸町民生委員児童委員協議会	副会長	桂川 和子
	社会福祉法人釧路のぞみ協会	常務理事	横山 豊
教育関係機関	厚岸町教育支援委員会	委員長	蠣崎 浩一
	厚岸町教育委員会	指導室長	藏光 貴弘
	北海道厚岸翔洋高等学校	校長	山本 十三
商工産業関係機関	厚岸町商工会	事務局長	岩崎 純史
関係行政機関	厚岸町保健福祉課	課長	早川 知記

2. 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会

(1) 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会設置要綱

平成6年12月1日

訓令第42号

改正 平成11年4月30日訓令第23号

平成17年8月15日訓令第42号

平成18年5月30日訓令第43号

平成23年2月18日訓令第2号

平成23年3月22日訓令第7号

令和3年3月30日訓令第38号

(目的)

第1条 厚岸町が21世紀においてめざすべき総合的保健・医療・福祉のありかたと、高齢者や障害者等が地域で快適な生活を営むことのできるやさしいまちづくりの施策を検討するため、厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、厚岸町高齢者保健福祉計画及びその他の保健、医療、福祉に関する基本計画の策定及びその総合的推進に関する事項について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町行政関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉団体等関係者

3 前2項に定めるほか、特別の事項を検討するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を除く委員の互選により選出し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長又は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、検討を行うにあたり必要に応じ、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会招集の特例)

第5条の2 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課及び町民課の連携のもとにおいて処理をする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要なことは、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

1 この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

2 厚岸町老人保健福祉計画作成検討委員会設置要綱（平成5年訓令第21号）は、廃止する。

附 則（平成11年4月30日訓令第23号）

この訓令は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成17年8月15日訓令第42号）

この訓令は、平成17年8月15日から施行する。

附 則（平成18年5月30日訓令第43号）

1 この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

2 平成20年5月31日以前に委嘱された委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成23年2月18日訓令第2号）

1 この訓令は、平成23年2月20日から施行する。

2 平成26年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、改正後の第3条第4項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成23年3月22日訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日訓令第38号）

この訓令は、令和3年3月30日から施行し、第1条の改正後の厚岸町民生委員推薦会規程の規定、第2条の改正後の厚岸町あみか福祉輸送運営協議会設置要綱の規定、第3条の改正後の厚岸町要保護児童対策協議会設置要綱の規定、第4条の改正後の厚岸町障害者自立支援協議会設置要綱の規定、第5条の改正後の厚岸町老人福祉施設指定管理者評価委員会

設置要綱の規定、第6条の改正後の厚岸町予防接種健康被害調査委員会運営要綱の規定、第7条の改正後の厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会設置要綱の規定、第8条の改正後の厚岸町介護認定審査会運営要綱の規定、第9条の改正後の厚岸町地域密着型サービス運営委員会設置要綱の規定、第10条の改正後の厚岸町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定、第12条の改正後の厚岸町農業振興推進連絡協議会設置要綱の規定、第13条の改正後の厚岸町青年等就農計画認定会議設置要綱の規定、第14条の改正後の厚岸町消費者被害防止情報連絡会議設置要綱の規定、第15条の厚岸町住生活基本計画策定委員会設置要綱の規定及び第16条の改正後の厚岸町防災会議運営規程の規定は令和2年4月1日から適用し、第11条の改正後の厚岸町地域ケア推進会議設置要綱の規定は令和2年7月1日から適用する。

(2) 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会委員名簿

敬称略

行政機関・団体等	名 称	職 名	氏 名
町行政関係	厚岸町	副町長	石 塚 徹
	厚岸町教育委員会	教育長	滝 川 敦 善
保健医療関係	町立厚岸病院	院長	佐々木 暢 彦
	厚岸浜中地区医歯会	代表	福 田 英 樹
福祉団体等関係	厚岸町社会福祉協議会	会長	大 野 繁 嗣
	厚岸町民生委員児童委員協議会	会長	江 幡 満
	厚岸町自治会連合会	副会長	濱 秀 利
	厚岸町老人クラブ連合会	会長	奥 山 春 夫
	厚岸町女性団体連絡協議会	会長	柿 崎 多佳子
	難病連厚岸浜中支部	支部長	谷 口 弘
	身体障害者福祉協会厚岸町分会	会長	安 達 由 圃
	厚岸町手をつなぐ育成会	会長	上 月 時 夫
	厚岸コミュニケーション障害の会	事務局	室 崎 正 之
	厚岸消費者協会	副会長	葛 西 松 子

資料3. 障がい者関連団体・施設等の現状

障がいのある人関連の団体・施設等の現状は、次のとおりです。

町内の障がい者関係団体等

所属団体等	所在地
身体障害者福祉協会厚岸町分会	梅香2丁目1番地
厚岸コミュニケーション障害の会	真栄1丁目43番地
厚岸町手をつなぐ育成会	片無去666番地
北海道難病連厚岸・浜中支部	真栄1丁目115番地
厚岸町子ども発達支援センター	住の江1丁目2番地
一般社団法人地域福祉未来創造社ぷらっと	白浜1丁目101番地
NPO法人のんき村	片無去666番地
企業組合エーエスユー	真栄2丁目202番地

通所・入所施設・事業所等

事業所名	所在地
① ホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）	
厚岸町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	梅香2丁目1番地
② ショートステイ（短期入所）＊18歳以上のみ	
特別養護老人ホーム心和園	白浜4丁目1番地
③ 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）	
ぷらっと	白浜1丁目101番地
厚岸町子ども発達支援センター	住の江1丁目2番地
④ 就労継続支援（B型）	
のんき村	片無去666番地
工房るうぷ	真栄2丁目202番地
ぷらっと	白浜1丁目101番地
⑤ 共同生活援助（グループホーム）	
秋桜壺号館	片無去666番地
ぷらす	白浜4丁目62番地
⑥ 計画相談支援	
らいふ	白浜1丁目101番地
⑦ 地域活動支援センター	
厚岸町地域活動支援センター	奔渡2丁目1番地

*令和7年1月現在

あ 行

アクセシビリティ

高齢者・障がい者を含む誰もが、様々な製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいいます。また、情報アクセシビリティは、年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

医療的ケア児（いりょうてきけあじ）

NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う人のこと。

ADHD・注意欠陥多動性障がい（ちゅういけっかんたどうせいしょうがい）

児童期に現れる注意力散漫と多動を特徴とする症候群。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は多動性を特徴とする行動障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。発達障がいの一種と考えられている。

一般就労（いっばんしゅうろう）

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労のこと。

NPO法人（エヌピーオーほうじん）

NPO（NonProfit Organization）とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体や組織。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

LD・学習障がい（がくしゅうしょうがい）

全般的な知能の水準や身体機能に障がいは見られないが、読み書き、計算、注意の集中といった能力に欠けるために学習に困難状態が見られるもの。発達障がいの一種と考えられている。

か 行

グループホーム

地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活するもので、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われるもの。

ケアマネジメント

障がいのある人及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結び付けるために連携・調整・統合を行うこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

権利擁護（けんりようご）

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい障がい者等が、安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。

高機能自閉症（こうきのうじへいしょう）

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。発達障がいの一種と考えられている。

合理的な配慮（ごうりてきなはいりょ）

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを取り除くため配慮や意思を求めたときに、負担になり過ぎない範囲で行う、必要で適切な調整のこと。ここでの意思とは、言語、手話含む、身振り手振りなど様々な意思の伝え方を言う。また、障がいのある人をサポートする方々からの本人の意思が伝えられることも含んでいる。

コーディネーター

仕事の流れを円滑にするために調整を図る人のこと。福祉の分野では、地域での援助活動を行うときに、各相談、サービス提供機関、団体などと連携を図り、より良い援助ができるように調整する人のこと。

心のバリアフリー（こころのばりあふりー）

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを指しています。バリア（社会的な障がい）を感じている人の身になって考え、行動を起こすことも指します。

さ 行

作業療法士（さぎょうりょうほうし）

身体や精神に障がい、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動き等の応用的動作能力または適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に、作業活動を用いて援助を行う専門職。

肢体不自由（したいふじゆう）

身体障害者福祉法では、

- ①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの
- ②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がいまたはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの
- ⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると、認められる障がいとされている。

自閉症（じへいしょう）

先天的な原因から、対人関係の特異性、コミュニケーションの困難、過度なこだわり等の症状がみられ、発達障がい的一种と考えられている。

社会資源（しゃかいしげん）

社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。

重層的支援体制（じゅうそうてきしえんたいせい）

一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方をサポートする包括的な支援体制のこと。

障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参

加を促進することを目的とする法律。

障害者週間（しょうがいしゃしゅうかん）

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

障害者トライアル雇用（しょうがいしゃとらいあるこよう）

障がいのある人を原則3か月間（精神障害者は最大12か月間）試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとすることで継続雇用のミスマッチを防ぎ、早期就職の実現・雇用機会の創出を目的とした制度。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に定める身体障がい者であることを確認する証票であり、その更生を援助し、福祉を増進するためのもの。視覚・聴覚・平衡感覚・音声・言語・そしゃく機能・手足（肢体）・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能に一定以上の永続する障がいのある方に、障がいの程度により1級から6級までの区分がある。

自立支援医療（じりつしえんいりょう）

身体障がい者（児）、精神障がい者を対象として、障がいの除去・軽減のために行われる公費負担医療。従来の育成医療、更生医療、精神通院医療が統合され、障害者自立支援法において自立支援医療として位置づけられた。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神保健福祉法に基づき精神障がいの状態にあることを証するもので、精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するための手帳。

障がいの程度により1級から3級までの区分がある。

生活リハビリ

障がいのある人が、日常生活を送る中で、周囲の介助を受けながら体力と気力を養い、家庭や社会の一員としての感覚を取り戻し、自立した日常生活ができるような利用者主体のリハビリテーションのこと。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護、支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行うことができる、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことが

できるようにすることなど、地域で安心して生活できるように支援する仕組み。

た 行

地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）

障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、創作活動又は生活活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことにより、障がいのある人等の地域生活の支援を行う施設。

地域福祉権利擁護事業（ちいきふくしけんりようごじぎょう）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護することを目的とする事業。社会福祉協議会で実施している。

デマンドバス

予約に応じて運行する乗り合い型のバスのこと。

特別支援学級（とくべつしえんがっきゅう）

障がい児等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学級。従来は特殊学級と称していたが、平成19年4月1日から「特別支援学級」となった。

特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

従来の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等を含めた障がい児の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

特別支援教育コーディネーター

小・中学校、盲・聾・養護学校等、学校内での関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、内委員会の運営や推進役といった役割を担う人のこと。

な 行

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、一般社会の中で他の人と同じように普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ普通・当たり前であるという考え方。

は 行

発達障がい（はったつしょうがい）

幼児期・児童期・青年期に初めて診断される、様々な発達の領域において遅れや歪み（機能上の制限）のある状態（障がい）の総称で、広汎性発達障がい（自閉症）、高機能広汎性発達障がい（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）、境界域知的障がいなどが含まれる。小児科領域では脳性麻痺を含む肢体不自由、視覚障がいや聴覚障がいを含むことがある。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人の方が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。段差解消などハード面（施設）にとどまらず、障がいのある人の社会参加を困難にするソフト面での障がい（制度、偏見等）の除去も含む。

ピアカウンセラー

ピアとは仲間という意味で、同じ障がいがある仲間同士で、お互いの生活の悩みや将来のことについて話したり、聞きあったりすることをピアカウンセリングといい、カウンセラー自身が障がいを持ち、自らの体験に基づいてほかの障がいのある人からの相談に応じたりする人のことをピアカウンセラーという。

ピアサポーター

障がいのある人が自らの経験を活かし、悩みを持つ障がいのある人を支援する人のこと。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

防災施策において配慮を要する人（要配慮者）、高齢者、障がいのある人、妊産婦・乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人の方などの中で、災害発生時や災害の発生のおそれがある時に、自ら円滑かつ迅速な避難の確保が困難な方、特に支援を要する方、または避難生活などが困難な方のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

法人後見（ほうじんこうけん）

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がいのある人や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

法テラス（ほうてらす）

「司法制度改革」の三本柱の一つで、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された。正式名称は「日本司法支援センター」。

ボランティア

一般的には、報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供すること。

ま 行

民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等の必要な支援活動を行っている。

や 行

ヤングケアラー

家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが使いやすいようにデザインされたものや環境のこと。ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、様々な製品や物理的環境、あるいは制度などを最初からできるだけ多くの方が利用可能であるようデザインすること。

ら 行

ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の段階のこと。

理学療法士（りがくりょうほうし）

病気・けが・高齢・障がい等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて治療を行う専門職。

リハビリテーション

様々な障がいのある人に対し、全人的な権利の回復をめざし、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること。

療育（りょういく）

医療と教育及び生活指導を通して、心身に障がいのある人の障がいを軽減し、精神面の自立を図るため、身体的な疾病の改善を目指す医療のみではなく、精神面や教育面、生活面あるいは社会・家庭復帰や職業面の援助などを行うこと。

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいの人に交付される手帳。障がいの程度によってAとBの2区分で交付される。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができる。

資料5. 障がい福祉施策のあゆみ

国際連合・国外の対応

- 昭和23年の「世界人権宣言」の採択により、障がい者問題が基本的人権の保障に関わる社会的な課題として捉えられる。
- 昭和50年の第30回国連総会において「障害者の権利に関する宣言」が採択されたことを受け、障がい者福祉についての関心と理解を深めるための取り組みが進められる。
- 昭和56年を「国際障害者年」（テーマ：完全参加と平等）とする。
- 昭和57年の国連総会において、「国際障害者年」の趣旨をより具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択する。
- ノーマライゼーションの理念に基づき障がい者の社会参加を進めるため、昭和58年から平成4年までの10年を「国連障害者の十年」とする。
- 平成4年、「国連障害者の十年」に続く取り組みとして、アジア太平洋地域における障がい者への認識を高め、域内障がい福祉施策の質の向上を目指すために、国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)において、「アジア太平洋障害者の十年」が採択される。
- 平成14年5月のアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)総会において、我が国の主唱により、「アジア太平洋障害者の十年」が10年延長される。
- 平成14年10月に滋賀県大津市で開催された最終年ハイレベル政府間会合において、この新たな「アジア太平洋障害者の十年」の地域行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択される。
- 平成18年1月に「障害者権利条約に関する国連総会アドホック委員会第7回会合」が開催（ニューヨーク国連本部）
- 平成18年12月、障害者権利条約が第61回国連総会で採択され、平成19年9月、我が国は、条約への署名を行った。（平成20年5月に発行。）
- 平成19年9月、中間評価に関するハイレベル政府間会合が開催され、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、平成20年から平成24年までの実施を促進するための行動指針として、「びわこプラスファイブ」が採択される。
- 平成24年5月、第68回ESCAP総会で、「アジア太平洋障害者の十年」をさらに10年延長する決議が採択された。
- 平成24年11月、最終レビュー・ハイレベル政府間会合が韓国の仁川で開催され、「びわこミレニアム・フレームワーク」に代わる次の10年の行動計画として「仁川戦略」が採択された。
- 平成26年3月、ソチ2014パラリンピック競技大会開催

- 平成 28 年 6 月、第 9 回障害者権利条約締約国会議（ニューヨーク国連本部）、障害者の権利に関する条約第 1 回日本政府報告を国連に提出
- 平成 28 年 9 月 リオ 2016 パラリンピック競技大会開催
- 平成 30 年 3 月 平昌 2018 パラリンピック競技大会開催
- 平成 30 年 6 月、第 11 回障害者権利条約締約国会合
- 令和元年 6 月、第 12 回障害者権利条約締約国会合
- 令和 2 年 11 月、第 13 回障害者権利条約締約国会合
- 令和 3 年 6 月、第 14 回障害者権利条約締約国会合
- 令和 3 年 8 月、東京 2020 パラリンピック競技大会（24 日～9 月 5 日）開催
- 令和 4 年 3 月、北京 2022 パラリンピック競技大会（4 日～13 日）開催
- 令和 4 年 6 月、第 15 回障害者権利条約締約国会合
- 令和 4 年 8 月、障害者権利条約第 1 回日本政府報告審査
- 令和 4 年 10 月、障害者権利条約第 1 回日本政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見公表
- 令和 4 年 10 月、ESCAP「第 3 次アジア太平洋障害者の十年」最終レビュー・ハイレベル政府間会合
- 令和 5 年 6 月、第 16 回障害者権利条約締約国会合

国の対応

- 昭和 25 年に「身体障害者福祉法」を施行する。
- 昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」を施行する。
- 昭和 57 年に「障害者対策に関する長期計画」を策定する。
- 昭和 62 年に「障害者対策に関する長期計画後期重点施策」を決定する。
- 平成 4 年の「障害者対策に関する新長期計画～全員参加の社会づくりをめざして～」の策定により、障害者の自立と社会参加をより一層推進するための具体的な方策が示される。
- 平成 4 年 12 月に「心身障害者対策基本法」を改正し、法の対象として身体障がい・知的障がいに新たに精神障がいを加えること、市町村は障がい者福祉計画を策定することなどを内容とする「障害者基本法」を施行する。これにより、「障害者対策に関する新長期計画」は同法に基づく「障害者基本計画」として位置づけられる。
- 平成 7 年には、「障害者基本法」の重点施策の実施計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」を策定し、具体的な施策の推進を図る。
- 平成 12 年 5 月の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」成立に伴い、障がい福祉サービスに関わる社会福祉制度が再編され、行政が福祉サービスを決定する従来の「措置制度」から、福祉サービス利用に際して利用者

事業者が対等な関係に基づき契約する「支援費制度」（平成 15 年 4 月施行）へと移行する。

- 平成 12 年 11 月には、身体障がい者や高齢者等が社会・経済活動への積極的な参加ができるよう、気軽に安心して公共交通機関を利用し移動できることを目指した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行される。
- 平成 14 年 12 月、平成 15 年度からの新たな「障害者基本計画」を閣議決定、この新長期計画を具体的に推進していくための前期重点施策実施計画として「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」を障害者施策推進本部が決定する。
- 平成 16 年 5 月、「障害者基本法」が改正される。
- 平成 16 年 10 月、社会保障審議会・障害者部会において、「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が厚生労働省より示される。
- 平成 16 年 12 月に「発達障害者支援法」が成立、平成 17 年 4 月より施行される。
- 平成 17 年 6 月 厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立（平成 18 年 4 月 1 日施行、平成 17 年 10 月 1 日一部施行）
- 平成 17 年 10 月、「障害者自立支援法」が成立する。
- 平成 18 年 6 月文部科学省「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立（平成 19 年 4 月 1 日施行）
- 平成 18 年 6 月 国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の成立。障がいのある児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、(1) 複数の障がい種別に対応した教育を実施することができる「特別支援学校」の制度を創設、(2) 小中学校等における特別支援教育を推進することにより、障がいのある児童生徒等の教育の充実を一層図る。（平成 19 年 4 月 1 日施行）
- 平成 18 年 12 月 障害者権利条約（仮称）の採択 障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約である「障害者権利条約（仮称）」が第 61 回国連総会において正式に採択された。
- 平成 18 年 12 月、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針 高齢者、障がい者等の移動等円滑化の意義及び目標に関する事項、移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的事項、市町村が作成する基本構想の指針となるべき事項等が定められた。
- 平成 19 年 3 月、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令。障がいのある児童の就学先決定時における保護者からの意見聴取を義務付けた。
- 平成 19 年 12 月、障害者施策推進本部「重点施策実施 5 か年計画」の決定

- 平成 20 年 12 月、厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 21 年 4 月 1 日施行）
- 平成 21 年 12 月、障がい者制度改革推進本部の設置が閣議決定された。
- 平成 22 年 3 月、共生社会の実現、障がい者の定義の見直し、地域社会における共生等の明記、差別の禁止等を規定する「障害者基本法の一部を改正する法律」を障がい者制度改革推進本部が決定。（平成 23 年 8 月施行）
- 平成 23 年 6 月、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置し、事実の確認や虐待の認定、一時保護、支援方針の策定等を行うことを定める「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立。（平成 24 年 10 月施行）
- 平成 24 年 4 月、「児童福祉法」の改正により、これまで「障害者自立支援法」と「児童福祉法」に分かれていた障がい児の支援体制が一元化された。
- 平成 24 年 6 月、障害者総合支援法が成立。（平成 25 年 4 月施行）
- 平成 24 年 6 月、障がい者の経済面の自立を進めるため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」が成立。（平成 25 年 4 月施行）
- 平成 25 年 6 月、国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定。（平成 28 年 4 月施行）
- 平成 25 年 6 月、障害者雇用促進法の一部改正。
- 平成 26 年 1 月、「障害者権利条約」国会承認
- 平成 26 年 4 月、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行
- 平成 26 年 5 月、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立（平成 27 年 1 月施行）
- 平成 27 年 1 月、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行
- 平成 27 年 2 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 平成 27 年 11 月、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」閣議決定
- 平成 28 年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
- 平成 28 年 4 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）
- 平成 28 年 5 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立
- 平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

- 平成 28 年 8 月、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行
- 平成 29 年 2 月、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」決定
- 平成 29 年 3 月、成年後見制度利用促進基本計画閣議決定
- 平成 29 年 4 月、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立
- 平成 29 年 8 月、「障害者に関する世論調査」実施
- 平成 30 年 3 月、障害者基本計画（第 4 次）閣議決定
- 平成 30 年 4 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部 28 年 6 月 3 日施行）
- 平成 30 年 5 月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立
- 平成 30 年 5 月、「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立
- 平成 30 年 5 月、「著作権法の一部を改正する法律」が成立
- 平成 30 年 6 月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
- 平成 30 年 10 月、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を公表
- 平成 30 年 12 月、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行
- 令和元年 3 月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表
- 令和元年 3 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定
- 令和元年 6 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立。
- 令和元年 6 月、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立（
- 令和元年 6 月、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立
- 令和 2 年 4 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部令和元年 6 月 14 日、9 月 6 日施行）
- 令和 2 年 5 月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立
- 令和 2 年 6 月、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立
- 令和 3 年 5 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立
- 令和 3 年 6 月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立
- 令和 4 年 3 月、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
- 令和 4 年 6 月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立（厚生労働省）
- 令和 4 年 12 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

- の一部を改正する法律」が成立
- 令和5年3月、「障害者基本計画（第5次）」閣議決定
 - 令和5年3月、改定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の閣議決定
 - 令和5年3月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」策定
 - 令和5年10月、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」改定
 - 令和6年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行
 - 令和6年5月、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立
 - 令和6年5月、みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）を公表

北海道の対応

- 昭和 57 年 1 月、「障害者に関する北海道行動計画（昭和 57～平成 3 年度）」が策定される。
- 平成 5 年 2 月、「障害者に関する新北海道行動計画（平成 5～平成 14 年度）」（以下、「前計画」という。）が策定される。
- 平成 10 年 3 月、「北海道障害者プラン（平成 10～14 年度）」（前計画の後期 5 か年重点施策実施計画）が策定される。
- 平成 15 年 3 月、「北海道障害者基本計画（平成 15～24 年度）」が策定される。
- 平成 19 年 3 月、「北海道障がい福祉計画（平成 18～20 年度）」が策定される。
- 平成 21 年 3 月、「第 2 期北海道障がい福祉計画（平成 21～23 年度）」が策定される。
- 平成 21 年 3 月、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」が成立
- 平成 24 年 3 月、「第 3 期北海道障がい福祉計画（平成 24～26 年度）」が策定される。
- 平成 25 年 3 月、「第 2 期北海道障がい者基本計画（平成 25～34 年度）」が策定される。
- 平成 27 年 3 月、「第 4 期北海道障がい福祉計画（平成 27～29 年度）」が策定される。
- 平成 29 年 3 月、「第 2 期北海道障がい者基本計画（平成 25～34 年度）」改訂版が策定される。
- 平成 29 年 3 月、「第 5 期北海道障がい福祉計画（平成 30～32 年度）」が策定される。
- 令和 3 年 3 月、「第 6 期北海道障がい福祉計画（令和 3～5 年度）」が策定される。
- 令和 6 年 3 月、「第 1 期ほっかいどう障がい福祉プラン（令和 6～11 年度）中間見直し令和 8 年度」が策定される。

第6期
厚岸町障がい者基本計画

発行年月：令和7年3月

発行：厚岸町

編集：保健福祉課障がい福祉係

住所：厚岸町住の江1丁目2番地

電話：0153-53-3333

FAX：0153-53-3077